

タイトル	トービン税はいかに争点化したか ― 論争の萌芽と専門家の役割：1972-1992年 ―
著者	津田，久美子；TSUDA, Kumiko
引用	北海学園大学法学研究，61(2)：115-169
発行日	2025-09-30

論 説

トービン税はいかに争点化したか —— 論争の萌芽と専門家の役割：1972-1992 年 ——

津 田 久美子

はじめに

1. 原案の構築：1972 年
 2. 構想の調整：1978 年
 3. 論争の潜在化：1980-1986 年
 4. 論争の顕在化：1987-1989 年
 5. 理論の深化：1990-1992 年
- おわりに

はじめに

(1) 問題の所在

1997 年のアジア通貨危機後、いわゆる「トービン税 (Tobin tax)」が国際的に争点化した。トービン税とは、異なる通貨間の取引にわずかな税を課し、市場を不安定化させる過剰な短期的取引を抑制することを狙うとともに、莫大な税収をもたらすという、きわめて野心的な構想である。2008 年の世界金融危機の後には、欧州連合 (European Union、以下「EU」) において「金融取引税 (financial transaction tax)」が検討された。金融取引税とは、トービン税の課税対象を証券取引や金融派生商品 (デリバティブ) 取引などにも広げたものである。これら税構想の支持者たちは国際的あるいは一部諸国間による協調によってトービン税を導入することを目指していたが、批判や反対も多く実現には至らなかった。他方で、2000 年代中盤以降にトービン税の議論は通貨・金融取引以外のさまざまな課税構想へと展開し、フランスをはじめとする一部諸国では航空券連帯税が導入された。EU 金融取引税については、2012 年にフランスとイタリアがそれぞれ独自に金融取引税を導入した。今日においては、かつてほどの勢いは見られないが、トービン税などのグローバル・

タックス構想への関心は失われていない。たとえば近年には、開発資金ギャップの解消、とりわけ気候変動対策資金の確保を目的として金融取引税の導入を主張する研究が出されている¹。

国際的に結実しなかったものの、トービン税をめぐる歴史的な議論は考察に値する興味深い事例である。トービン税は固定相場制から変動相場制への移行期である 1970 年代に考案され、通貨・金融危機に際してその議論が生じ、広く論争を生起させてきた。その議論の変遷を検討することで、主流の政策に注目するだけでは浮かび上がってこない、論争 (contestation) の政治的力学を明らかにすることができる。

そこで本稿は、1970 年代から 1990 年代初頭までを対象に、トービン税をめぐる論争がどのように生じたのかを明らかにしたい。

この期間を取り上げるのは、その従来理解において二つの問題があると考えられるためである。第一に、トービン税は考案から約 20 年の間ほとんど関心を呼ばなかったと言われるが、その期間に一定のアイディアの拡散や議論があったからこそ後に争点化したと言えるのではないか。たしかに、トービン税をめぐるグローバルな論争はアジア通貨危機後に顕著になった。しかし、それより前に準備期間があったからこそ、危機をきっかけに争点化したと考えられる。後のトービン税の争点化を説明するためには、危機という外的要因だけでなく、1970 年代以降徐々に形成されていった言説過程の理解が欠かせない。

第二に、その言説過程において、誰が、どのようにしてトービン税の議論に関与したのか。トービン税はアメリカのエコノミストであるジェームズ・トービン (James Tobin) によって考案されたが、その後トービンはいかなる役割を果たしたのか。また、この期間にトービン税の支持者がどのようにこの施策を唱導しようとしたのか、それに対し反対者がどのような批判を繰り広げたのか。これらの動態はほとんど注目されてこなかった。第一の問題とも関連するが、1990 年代末にトービン税が争点化したことを説明するためには、それ以前の段階で誰が、どの

¹ Capelle-Blancard, Gunther and Avinash Persaud. "Levies on Equity Transactions to Finance Climate Action", CES Working Papers, Documents de Travail du Centre d'Economie de la Sorbonne, June 2025 (Retrieved: <https://solidaritylevies.org/app/uploads/2025/06/FTT-study-FINAL.pdf>). なお、本稿が参照したウェブサイトの最終閲覧日はすべて 2025 年 7 月 6 日である。

ようにしてトービン税の論争を生じさせていたのかを踏まえなければならない。

したがって本稿は、トービン税をめぐる専門家、特にエコノミストたちが、1970年代からの約20年間どのように議論し、後年の争点化の土壌を作ったのかを明らかにする。それは、これまでのトービン税研究において看過されてきた争点形成の動態的プロセスを浮き彫りにするとともに、政策アイディアに関する分析枠組みを再検討することにもつながるだろう。政策アイディアの研究は、主に成功裡にアイディアが伝播、定着したメカニズムを明らかにしてきた。それに対し本稿は、成否を問わず特定のアイディアが一定の影響を持った軌跡をたどることの意義²に注目し、学術的空間を含む議論の言説的プロセスを考察したい。

(2) 先行研究の批判的検討と問いの設定

多くのトービン税研究は、1970年代の提唱後、このアイディアは約20年間ほぼ放置されていたと説明してきた³。他方で先行研究は、その期間にトービン税へ関心が向けられるような気運が高まったことも指摘している。国際経済史家の金子文夫によれば、トービン税が争点化したのは「通貨危機、貧困、国際機関の民主化」という3つの課題が「合流」したことによる⁴。まず通貨危機とは、1987年のニューヨーク株式市場の株価大暴落、いわゆる「ブラック・マンデー」や、1992年の欧州通貨

² Cf. Helleiner, Eric. *The Neomercantilists: A Global Intellectual History*, Cornell University Press, 2021.

³ Patomäki, Heikki. "The Tobin Tax: How to Make it Real. Towards a Socially Responsible and Democratic System of Global Governance", Project Report by the Network Institute for Global Democratisation: NIGD, 1999, pp. 26-33 (Retrieved: <https://ciaotest.cc.columbia.edu/wps/fiia/0001241/0001241.pdf>); 金子文夫「解説 トービン税とグローバル市民社会運動」ブリュノ・ジュタン（和仁道郎訳、金子文夫解説）『トービン税入門—新自由主義的グローバリゼーションに対抗するための国際戦略』社会評論社、2006年、239-260頁；上村雄彦『グローバル・タックスの可能性—持続可能な福祉社会のガバナンスをめざして』ミネルヴァ書房、2009年、199頁；諸富徹「金融のグローバル化とトービン税」『現代思想』30巻15号、2002年、143頁。

⁴ 金子、前掲書、2006年、244頁。

制度（European Monetary System、以下「EMS」）に対する投機筋の攻撃などである。これらの危機により、資本の過剰な国際移動が通貨・金融市場を不安定化させ、実体経済にも悪影響を与えることが広く問題視されるようになった。そこで、かつて提案されたトービン税への言及も増え始めた。たとえばブラック・マンデーの後、著名なエコノミストであるローレンス・H・サマーズ（Lawrence H. Summers）やジョセフ・E・スティグリッツ（Joseph E. Stiglitz）は、1989年にトービンのアイデアをもとに証券取引税を提案した⁵。

次に、「貧困」の文脈にトービン税を位置づけた最初の主体は、国連開発計画（United Nations Development Programme、以下「UNDP」）であった⁶。UNDPは1994年、『人間開発報告書1994』にて、新たに求められる開発資金源の候補としてトービン税をあげた⁷。これにより翌年の3月に開催された国連社会開発サミットでは、フランス大統領のフランソワ・ミッテラン（François Mitterrand）などの一部諸国の首脳が、トービン税を貧困解消のための施策として支持した。同じく1995年の6月には、カナダのハリファックスで開催されたG7サミットにてトービン税を議題にする試みがあった。しかし、前者のサミットの成果文書でトービン税が採用されることはなく、後者のサミットでも議題にはならなかった。いずれもアメリカや日本などの反対を受けてのことだった⁸。

こうしてトービン税の議論が停滞するかに思えた時、アジア通貨危機によって市場の不安定化が発展途上国の経済を悪化させる事態となり、市民団体がトービン税の導入を求めるグローバルな運動を展開し始め

⁵ Summers, Lawrence H. and Victoria P. Summers. "When Financial Markets Work Too Well: A Cautious Case for a Securities Transactions Tax", *Journal of Financial Services Research*, vol. 3, no. 2-3, 1989, pp. 163-188; Stiglitz, Joseph E. "Using Tax Policy to Curb Speculative Short-Term Trading", *Journal of Financial Services Research*, vol. 3, 1989, pp. 3-17. このことに触れる論考は以下：諸富、前掲書、2002年、143頁。

⁶ 上村、前掲書、2009年、199頁；津田久美子「グローバル・タックスの政治過程：EU金融取引税の歴史的意義の考察」上村雄彦編『グローバル・タックスの理論と実践：主権国家体制の限界を超えて』日本評論社、2019年、179頁。

⁷ UNDP. *Human Development Report 1994*, Oxford University Press, 1994, p. 69.

⁸ 金子、前掲書、2006年、243頁；日本経済新聞「サミット経済宣言、日米、舞台裏で綱引き——為替、「反転」盛り込めず。」1995年6月17日、夕刊、2頁。

た。市民団体は、行き過ぎたグローバル資本主義の見直しを求める「もう一つのグローバル化運動」を展開し、トービン税のみならず、市場のグローバル化を推し進めてきた国際通貨基金（International Monetary Fund、以下「IMF」）、世界銀行（World Bank）、世界貿易機構（World Trade Organization）などの国際機関が限られた先進諸国間で意思決定を行ってきたことについて改善を求め、トービン税というグローバルな税制の確立を通じたグローバル民主主義の実現を主張した。これが三つ目の問題関心、「国際機関の民主化」である⁹。こうしてトービン税が世界的な争点となり、1999年以降、カナダ、フランス、ベルギーの議会ではトービン税の検討や実施を規定する法案が採択されるなどの進展があった。同時に、トービン税には市場介入的施策を是としない論者から多くの批判の声も上がった。イギリスやドイツでは議会レベルでの検討があったものの法制度化は進まず、EUの欧州議会でもその検討を求める決議が僅差で否決された¹⁰。2000年代中盤頃には、トービン税への関心は縮退した。その後、再び関心が高まることになるのは2008年の世界金融危機後のことであった¹¹。

以上のことから、アジア通貨危機後に比べれば、たしかにトービン税は提唱後約20年間ほとんど顧みられなかったと言えるかもしれない。しかし、この通説には2つの問題がある。第一に、考案者トービンは自らのアイデアをめぐる議論にいかなる役割を果たしたのか。先行研究はトービンの役割にあまり着目してこなかったが、トービンは2002年に逝去するまで自身のアイデアを繰り返し擁護してきた。まず、トー

⁹ この点を理論的に正当化することに取り組んだ研究に、Patomäki, Heikki. *Democratising Globalisation: The Leverage of the Tobin Tax*, Zed Books, 2001; ジュタン、ブリュノ（和仁道郎訳、金子文夫解説）『トービン税入門—新自由主義的グローバル化に対抗するための国際戦略』社会評論社、2006年；上村、前掲書、2009年、などがある。

¹⁰ 1990年代末以降のトービン税をめぐる世界的な議論の展開や各国における検討の進展については、ジュタン、前掲書、2006年、207-215頁、が詳しい。

¹¹ EU金融取引税の政治過程については、拙稿で詳しく論じた：津田久美子「車輪に砂」（1）：EU金融取引税の政治過程：二〇〇九～二〇一三年『北大法学論集』66巻6号、2016年、101-158頁、および、「車輪に砂」（2・完）：EU金融取引税の政治過程：二〇〇九～二〇一三年『北大法学論集』67巻1号、2016年、59-116頁。

ビンは1972年に初めてトービン税を提唱したのち、1978年に改めて自身の構想をより詳しく展開した¹²。また、1980年代から1990年代初頭にかけてもトービンは講演や論文で自身の構想に言及した¹³。この期間のトービンの役割に着目することで、考案から約20年間のトービン税の議論をより精緻に明らかにできるはずである。

第二に、その20年間にトービン税がトービン以外の論者にも言及されていた事実を等閑視してよいのか。先行研究は、1990年代末の争点化前、特に1980年代のトービン税の議論に関する考察がやや手薄である¹⁴。従来、トービン税がしばらく関心をもたれなかった理由は、経済思想の趨勢から説明されてきた。トービンはケインジアンで、トービン税はJ・M・ケインズ(John Maynard Keynes)が『雇用、利子、貨幣の一般理論(以下、「一般理論」)』で考察していたイギリスの証券取引税を元に考案された¹⁵。しかし1970年代頃よりケインズ経済学は衰退し、マネタリズムが興隆して「新自由主義イデオロギー優位の時代」となったことで、1980年代にはトービン税は「経済学会、実務家の世界ではほとんど相手にされなかった」とされる¹⁶。これは説得的な説明だが、1989年にサマーズやスティグリッツがトービン税に言及していた事実から、1980年代にはトービン税のアイディアが一定程度知られていたと推察できる。エコノミストによる議論があったのなら、1980年代は後の争点化につながる重要な前段階として位置づけ分析すべきである。

そこで本稿は、トービン税が最初に提案された1972年からEMS危機

¹² Tobin, James. *The New Economics One Decade Older*, Princeton University Press, 1974; Tobin, James. "A Proposal for International Monetary Reform", *Eastern Economic Journal*, vol. 4, no. 3-4, 1978, pp. 153-159.

¹³ Tobin, James. "On the Efficiency of the Financial System", *Lloyds Bank Review*, vol. 153, July 1984, pp. 1-15; Tobin, James. "The International Monetary System: Pluralism and Interdependence", in Alfred Steinherr and Daniel Weiserbs (ed.), *Evolution of the International and Regional Monetary Systems*, Palgrave Macmillan, 1991, pp. 3-9.

¹⁴ 例外として、Dimand, Robert W. "Taming Speculation: The Tobin Tax", *James Tobin (Great Thinkers in Economics)*, Palgrave Macmillan, 2014, pp. 113-129.

¹⁵ ケインズ, ジョン・メイナード(山形浩生訳)『雇用、利子、お金の一般理論』講談社学術文庫、2012年、229-230頁。

¹⁶ 金子文夫「トービン税とグローバル経済」『生活経済政策』129号、2007年、13頁。

の1992年までを対象として、「トービン税の争点化は、1970年代から1990年代初頭において異なる役割を果たした各専門家の段階的な関与によって準備された」という命題に取り組む。

(3) 分析の視角と方法

以上の命題に取り組むためには、エコノミストを中心とした「専門家」たちが、トービン税という「政策アイディア」をめぐる議論にどのような役割を果たしたのかを明らかにするための分析枠組みが求められる。

まず、専門家に関する代表的な理論には、「知識共同体 (epistemic community)」がある。知識共同体は、「特定分野における専門性や能力があること、および、その分野や政策領域に関連する知識に対して権威的な主張をすることが認められている、専門家のネットワーク」と定義される。そのネットワークは多様なバックグラウンドをもつ専門家から構成されうが、①規範的な信念、②因果的な知識、③知識の妥当性基準、④専門的な問題関心にもとづく政策方針、を「共有 (shared)」あるいは「共通 (common)」して持っている否かで、知識共同体とその他の集団とを区別することができる¹⁷。

知識共同体研究では、専門家集団がどのような条件のもとに国家の政策や国際的な協調に影響を与えるのかが理論化されてきた¹⁸。対象とさ

¹⁷ 定義は以下を参照：Haas, Peter M. “Introduction: Epistemic Communities and International Policy Coordination,” *International Organization*, vol. 46, no. 1, 1992, p. 3. 知識共同体の概念については、以下の文献が参考になる：山田高敬「専門家——知識と政治の相克」西谷真規子・山田高敬編『新時代のグローバル・ガバナンス論：制度・過程・行為主体』ミネルヴァ書房、2021年。なお、epistemic communityは「認識共同体」とも訳されるが、本稿はこの山田論文にならって知識共同体と呼称する。

¹⁸ 知識共同体が影響力をもつには、第一に、危機や環境変化によって既存の施策が機能不全となり、新しい解決策を求めるような契機が必要である。第二に、その際に提供される知識は、各国の利害を調整するうえで、独立性が担保された専門家ネットワークから提供されなければならない。第三に、独立・中立の専門家ネットワークを形成するうえでは、国際機関が重要な役割を果たす。以上の理論を実証する事例としては、地球環境問題が多く取り上げられてきた。たとえば、国際機関がオゾン層破壊物質に関する科学者ネットワークを形成したことで、中立・独立的な権威による知識が各国政府の社会的学習を促し、また国家間の利害調整を果たした

れてきた専門家集団としては、初期の研究では環境分野の自然科学者たちが中心的であったのに対し、近年には安全保障や経済・金融の専門家、宗教コミュニティのリーダー、官僚機構や議員ネットワークなどの多様な分野・専門的主体が取り上げられている¹⁹。また、その初期の研究が「成功」事例に偏在していたという批判から、「失敗」事例の検証を通じて知識共同体が影響力をもつ諸条件の検討が深化してきた²⁰。

知識共同体研究の知見は、失敗事例も含め、本稿の関心に大いに関連するが、本稿が注目したい専門家は「共同体」というほどに「共有」された信念や知識をもつネットワークではない。本稿が解明したいのは、考案者トービンという個人や、それに賛同し唱導しようとした者、あるいはそれを批判し反対した専門家たちが織りなす、より論争的な専門家たちの相互作用についてである。

次に、アイディアの政治学的研究には多様なアプローチがあるが²¹、本稿に求められるのは、政策アイディアが議論を通じて変化するという動態を捉える枠組みである。考案者トービンは1972年に比べ1978年で自身の構想をより具体化し、サマーズらはトービンのアイディアに着想を得ながらも通貨取引ではなく証券取引を対象とする税構想を展開した。つまり考案者を含め、トービン税の議論に関与した専門家たちは、

ことで、オゾン層破壊物質に関する国際合意（モントリオール議定書）に結実した。代表的な研究としては、Haas, Peter M. “Banning Chlorofluorocarbons: Epistemic Community Efforts to Protect Stratospheric Ozone”, *International Organization*, vol. 46, no. 1, 1992, pp. 187-224 を参照。概説書としては、山田、前掲書、2021 年、46-52 頁が参考になる。

¹⁹ Cross, Mai'a K. “Rethinking epistemic communities twenty years later”, *Review of International Studies*, vol. 39, no. 1, 2013, pp. 137-160; Schade, Daniel and Stelios Stavridis. “Attendance at the Interparliamentary Conference on the CFSP/CSDP: Fostering the Emergence of a Parliamentary Epistemic Community in the EU?”, *Journal of Common Market Studies*, vol. 59, no. 5, 2021, pp. 1195-1212.

²⁰ Löblöva, Olga. “When Epistemic Communities Fail: Exploring the Mechanism of Policy Influence”, *Policy Studies Journal*, vol. 46, no. 1, 2018, pp. 160-189.

²¹ アイディアの政治学的アプローチを概説するテキストとしては、以下を参照：大矢根聡「コンストラクティヴィズムの視角」大矢根聡編『コンストラクティヴィズムの国際関係論』有斐閣、2013 年、1-26 頁；秋吉貴雄「政策決定とアイディア」秋吉貴雄、伊藤修一郎、北山俊哉『公共政策学の基礎』[新版] 有斐閣、2015 年、187-206 頁。

時期や文脈に応じてこの政策アイデアを一定程度変化させてきたと考えられる。

そこで参考になるのが、国際関係論のコンストラクティヴィズムが発展させてきた「国際規範」の変容や論争のメカニズムである。国際規範とは一般に「国際社会における適切な行為の基準・共通了解」を指し、広くは「原則的規範」から「道具的規範」までが含まれる²²。その初期の研究では、ある規範が生まれ、国際的に伝播し、各国で内面化されるといふ単線的な規範の定着過程が論じられてきた。このうち、規範を最初に提案し、他のアクターへの説得を通じてその伝播や受容の役割を担う主体は「規範起業家 (norm entrepreneur)」と呼ばれる²³。これに対し、その後の国際規範研究では、規範がより複合的に発展する過程とそのメカニズムが明らかにされてきた²⁴。たとえば、新たな規範は、既存の規範に追加的要素を「接ぎ木 (grafting)」することや²⁵、競合する既存の規範の一部分を「翻案」したり、全体として再構成するために「編集」したりすることで形成される²⁶。さらに、新たな規範を唱導する起業家に対して既存規範を擁護する「規範抵抗者 (norm antipreneur)」の役割や²⁷、抵抗者による「フレーミング破壊」や「接ぎ木の切断」戦略なども明らかにされてきた²⁸。

²² 西谷真規子編『国際規範はどう実現されるか：複合化するグローバル・ガバナンスの動態』ミネルヴァ書房、2017年、7頁。

²³ Finnemore, Martha, and Kathryn Sikkink. "International Norm Dynamics and Political Change." *International Organization*, vol. 52, no. 4, 1998, pp. 887-917.

²⁴ 国際規範研究の動向をレビューする論考としては、以下を参照のこと：政所大輔、赤星聖「コンストラクティヴィズム研究の先端：規範のライフサイクル・モデルを越えて」『神戸法學雑誌』67巻2号、2017年、147-178頁；西谷真規子編『国際規範はどう実現されるか：複合化するグローバル・ガバナンスの動態』ミネルヴァ書房、2017年。

²⁵ Price, Richard. "Reversing the Gun Sights: Transnational Civil Society Targets Land Mines", *International Organization*, vol. 52, no. 3, 1998, pp. 613-644.

²⁶ 栗栖薫子「人間安全保障「規範」の形成とグローバル・ガバナンス—規範複合化の視点から—」『国際政治』143号、2005年、76-91頁。

²⁷ Bloomfield, Alan. "Norm Antipreneurs and Theorising Resistance to Normative Change." *Review of International Studies*, vol. 42, no. 2, 2016, pp. 310-333.

²⁸ 足立研哉「新たな規範の伝播失敗—規範起業家と規範守護者の相互作用から—」『国際政治』176号、2014年、1-13頁。

これらの概念は、トービン税というアイデアを唱導した主体や反対した主体の役割を類型化するうえで参考になる。ただし、トービン税が「規範」かどうかをあらかじめ断定することはできない。トービン税とはあくまで一つの政策構想であって、それにいかなる規範が投射されるのかは、論者の信念によって異なりうるためである。

そこで本稿は、ジュディス・ゴールドシュタイン (Judith Goldstein) およびロバート・O・コヘイン (Robert O. Keohane) によるアイデアの定義と類型化に倣い、トービン税のアイデアのどのような要素が議論の的になってきたのかを構造的に特定することにしたい。ゴールドシュタインとコヘインは、アイデアを「個人のもつ信念」と捉え、世界観 (world view)、原則的信念 (principled beliefs)、因果的信念 (causal beliefs) の3つのレベルに分類した²⁹。世界観とは、宗教や国家主権など、人びとが世界をどのように理解するかに関わる信念のことである。原則的信念とは、奴隷制は悪である、などの善悪を方向づける社会的規範に関わるアイデアである。因果的信念とは、問題の原因や解決策を説明する専門知識に関わる信念である。たとえば、温室効果ガスの排出と蓄積によって地球温暖化が進んでいるため、温暖化を食い止めるには温室効果ガスの排出量を減らさなければならない、というのがその例である。これら3つの分類のうち、トービン税をめぐるでは特に原則的信念と因果的信念の区別が重要になるだろう。各専門家の議論が、トービン税の原則的信念に賛同したものだったのか、因果的信念の部分に異論を呈したものだっただのか、などを明らかにすることで、専門家間の相互作用の構造を浮き彫りにすることができる。

以上の検討を踏まえ、本稿は、トービン税のアイデアを議論の俎上にあげる専門家の4つの基本的な役割——考案者 (originator)、唱導者 (advocator)、加工者 (editor)、反対者 (objector)——、ならびに、アイデアをどのように議論したのかに関わる3つの役割——擁護 (defend)、調整 (adjust)、批判 (criticize)——を組み合わせた分析枠組みを用いる【表1】。

²⁹ Goldstein, Judis and Robert O. Keohane (eds.). *Ideas and Foreign Policy: Beliefs, Institutions and Political Change*, Cornell University Press, 1993.

表 1：政策アイデアの議論に関わる専門家の類型とその役割

	①考案者	②唱導者	③加工者	④反対者
擁護	積極的	積極的	部分的	
調整	部分的	部分的	積極的	部分的
批判			部分的	積極的

(筆者作成)

①考案者

オリジナルの政策アイデアを考案した専門家。考案後は、基本的には自らの原案を積極的に「擁護」する役割を果たすが、状況変化への適応やより具体化することを通じて元来のアイデアを部分的に「調整」する役割を果たしうる。

②唱導者

政策アイデアを基本的には原案のまま賛同し、その検討の進展や導入を試みて行動する専門家。「考案者」と同様にアイデアを積極的に「擁護」する役割を果たすが、場合によってはアイデアを部分的に「調整」する役割を果たしうる。

③加工者

元来のアイデアにはなかった政策目的を見出したり、異なる解釈を加えたりしてアイデアを積極的に「調整」することで、その検討の進展や導入を試みる専門家。一方では、元来のアイデアを部分的に「擁護」する役割を果たし、もう一方では、元来のアイデアを部分的に「批判」したうえで加工する場合がありうる。

④反対者

政策アイデアの理念や検討の促進に明示的に反対する専門家。基本的には元来のアイデアを積極的に「批判」する役割を果たすが、場合によっては反対の意を唱えることでアイデアを部分的に「調整」する役割を果たすこともありうる。

これら専門家の役割は固定的なものではなく、時期や文脈により変化したり重複したりすることがありうる。その複合的な役割を捉えるために、本稿では以下4つの分析戦略をとる。第一に、時期区分ごとに考案、唱導、加工、反対の各専門家の主要な役割を特定する。第二に、同一時期において各専門家が擁護、調整、批判の複数の役割を果たす、あるいは

は単一の役割でも顕著な方向性を見出せる場合には、「調整的擁護者」や「批判的加工者」などと記述することで、その複合的役割を特定する。第三に、擁護、調整、批判の役割の判定は、各専門家がトービン税の原則的信念および因果的信念のいずれか、または両方のレベルをどのように議論しているのかを総合的に考慮する。第四に、それら専門家の役割の重複や変化それ自体も、政策アイデアをめぐる動態のプロセスの重要な構成要素として分析対象とする。このような方法により、静態的な類型論を超えて、専門家の役割の動態的变化とその相互作用を捉えることが可能になる。

以上の枠組みにもとづき、本稿の命題「トービン税の争点化は、1970年代から1990年代初頭において異なる役割を果たした各専門家の段階的な関与によって準備された」に対しては、以下2つの仮説を立てることができる。

第一の仮説は「考案者によるアイデアの継続的な擁護と調整の活動は、外的環境変化に応じてアイデアの適応性を高め、他の専門家の関与を促進する」である【仮説1】。トービンが自身のアイデアを調整して提起していったとすれば、その調整によりアイデアの適用範囲や対象が広まると同時に、その継続的な発信によって他の専門家にこのアイデアが認知され検討が増大したと予測できる。

第二の仮説は「トービン税をめぐる専門家間の相互作用は、各専門家がアイデアの異なる側面を擁護・調整・批判することで議論の争点を多面化させ、アイデアの発展と社会的認知を促進する」である【仮説2】。各専門家は、アイデアの原案で示された信念の各要素を支持、修正、批判することで議論の範囲を拡大させていったと推測できる。さらに、その議論が専門家間の公開的論争として展開されていれば、メディア報道や政策関係者の関心が高まり、トービン税の争点化が準備された、と言うことができる。

以上二つの仮説を検証する方法として、本稿は言説分析を採用する。第一の仮説に対しては、考案者トービンの各時代の著作や講演内容を分析してアイデアの擁護・調整パターンを3つのアイデア・レベルをもとに特定するとともに、他の専門家による引用や言及の増加程度を確認する。第二の仮説に対しては、各専門家の著作やその議論に関する報道内容を分析し、その思想的背景や立場を特定するとともに、擁護・調整・批判の論理構造を3つのアイデア・レベルで整理して明らかにす

る。また、それら議論の後にメディア報道が増大したか否かを確認する。分析の資料は基本的に公開されている論文や記事を対象とするが、トービンのアーカイブ史料に残されている書簡や記録も参照し³⁰、表面化しないながらも展開された専門家の活動も明らかにする。

以上の分析枠組みにもとづき、本稿は以下のように検討を進める。第1節では、1972年に初めてトービン税が提唱された論考を分析し、トービン税の原案に示された政策アイディアの諸側面を特定する。第2節では、1978年にトービン税が改めて提案された論考を1972年の原案と比較しながら考察し、1970年代に考案者トービンが果たした役割を考察する。第3節では、1980年からブラック・マンデー前の1986年までにトービンやその他のエコノミストたちによるトービン税の議論を分析し、その議論の生起に貢献した各専門家の役割を明らかにする。第4節では、ブラック・マンデー後の1987年から1989年までのあいだ、その危機の震源地であったアメリカにおけるトービン税議論と専門家の役割を分析する。第5節では、1990年からEMS危機の1992年までのトービン税の議論を取り上げ、各専門家の関与や役割を考察する。最後に、結論として本稿の命題に対する仮説の検証結果をまとめ、今後の研究課題を示す。

なお、本稿は便宜上、通貨取引への課税構想を「トービン税」と総称する。後に述べるように、このアイディアが考案者の名を冠して「トービン税」と呼ばれ始めるのは1980年代半ばのことで、それまで定まった名称はなかったが、わかりやすさのために統一する。また、それが「いわゆるトービン税」と呼ばれ始めること自体にこのアイディアの一定の広まりがうかがい知れることから、必要に応じて税の呼称についても言及する。

³⁰ Yale University Library, Manuscripts and Archives, *James Tobin Papers MS 1746*. <<https://archives.yale.edu/repositories/12/resources/4008>>. 本稿で参照するトービンのアーカイブ史料は、筆者が2016年8月にイェール大学図書館にて入手したものである。なお、その渡航は以下の研究助成によって実施した：日本学術振興会科学研究費助成事業特別研究員奨励費（課題番号：15J03453）。

1. 原案の構築：1972 年

本節では仮説検証の前提として、考案者トービンによるアイディア原案の信念体系を特定する。まず、トービンのエコノミストとしての生涯や論壇などの社会活動をアメリカおよび世界経済の潮流とともに概観し、彼の基本的な信念や問題関心を確認する。次に、トービン税が初めて提唱された 1972 年の論考を取り上げ、その原案で示された各信念を特定する。

(1) 考案者トービンの生涯

ケインズ経済学への信念

ジェームズ・トービンは 1918 年にイリノイ州の都市シャンペインで生まれた。父はジャーナリスト、母はソーシャルワーカーであった。この世代のアメリカ人の青年期に起こったもっとも重大な事件は、1929 年の世界大恐慌であった。トービンの母は失業者支援のために職に戻り、父は街の好立地に所有していた投資ビルを失った³¹。このときトービンが抱いた「資本主義経済のみじめな失敗」が「世界中の社会や政治を混乱に陥れた原因だ」という認識は、その後エコノミストとしての一貫した問題認識となった³²。1935 年にハーバード大学に入学し、学部 2 年生のときにイギリスで公開されたケインズの『一般理論』に出会ったことで、トービンは「経済学のとりこ」になった³³。1939 年には学士号、その翌年には修士号を取得し、ハーバードの博士課程へ進学したトービンは、1941 年には博士論文以外の課程を終え、アメリカの第二次世界大戦参戦により一時的に博士課程を離れたのち、戦後の 1947 年に博士号を取得、同年にハーバード大学のジュニア・フェローに就いた。1950 年にはイェール大学経済学部に進教授として着任し、55 年には教授に就任し

³¹ Shiller, Robert J. “The ET interview: Professor James Tobin”, *Econometric Theory*, vol. 15, 1999, p. 868.

³² カリヤー、トーマス（小坂恵理訳）『ノーベル経済学賞の 40 年：20 世紀経済思想史入門』筑摩選書、2012 年、259-260 頁。

³³ トービン、ジェームズ「ジェームズ・トービン」ウィリアム・ブレイト、ロジャー・W・スペンサー編（佐藤隆三、小川春男、須賀晃一訳）『経済学を変えた 7 人：栄光のノーベル経済学賞受賞者』勁草書房、1988 年、182-183 頁。

た³⁴。

トービンは 1950 年代初頭から次々と論文を発表し、ケインズ経済学理論を多方面から深化させることに心血を注いだ³⁵。数々の功績が評価され、1957 年には経済学界における最高賞の一つであるアメリカ経済学会「ジョン・ベイツ・クラーク賞」を受賞し、同年にはイェール大学で最高の教授職であるスターリング教授に就任した。

1960 年代前半、アメリカは高成長、低失業率、インフレ抑制を達成し「黄金の 60 年代」と呼ばれる好景気に沸いた。この時期のアメリカの経済政策を理論的に支えたのが、トービンらケインジアンであった。彼らは自らの手法をケインズ以前の新古典派経済学とケインズ経済学とを「総合」する「新古典派総合」と呼び、学界の主流となった。これがマスコミから「ニュー・エコノミクス」と呼ばれ、広く周知されるようになった³⁶。

1965 年、ベトナム戦争への本格的な軍事介入によりアメリカの財政バランスが悪化し、失業率も上昇したことで、ケインジアン政策への批判が高まるとともにマネタリズムが台頭した。ケインジアンは、市場における「需要」面、特に貨幣的支出を伴う「有効需要」が所得や雇用の水準を決定すると考え、積極的な財政出動を通じて社会基盤への投資を行う財政政策 (fiscal policy) や、中央銀行が利子率を引き下げ、商業銀行もそれに倣うことで企業が資金を調達しやすくさせる金融政策 (monetary policy) を講じて有効需要を創出する (「総需要管理」)。それに対し、マネタリズムはその名のとおりの貨幣 (money) の「供給」面での施策が景気や物価水準に対して有効と見なす。ミルトン・フリードマン (Milton Friedman) を筆頭とするマネタリストは「貨幣数量説」を刷新し、貨幣の供給「量」のみならず「流通速度」等を加味した新しい理論を立ち上げた。マネタリストの考えによれば、政府が行うべきは利子率操作でも

³⁴ トービン、前掲書、1988、211-212 頁；キャリア、前掲書、2012 年、262 頁。

³⁵ 経済学者ポール・クルーグマン (Paul Krugman) は、トービンが「ケインズ主義をさらに洗練された教義へと転換」させていったと評している。トービンが定式化した有名な理論には、投資理論の「トービンの q 」、計量経済学の回帰モデル「トービット推定」などがある。Krugman, Paul, "Missing James Tobin", *The New York Times*, 12 March, 2002 (Retrieved: <http://www.nytimes.com/2002/03/12/opinion/missing-james-tobin.html>).

³⁶ 根井雅弘「経済学 1960 年」『経済論叢』195 巻 4 号、2021 年、139-140 頁。

なければ、財政政策でもない。重要なのは貨幣の供給量を一定の割合で増加させていくことである。そうして景気が刺激され、ひいては失業率も改善へと向かう。こうして当時、ケインジアン-マネタリスト論争が活性化し、トービンはフリードマンとたびたび応酬した。

1970年代に入ると二度のオイル・ショックを経てアメリカのスタグフレーションが深刻化し、ケインズ経済学はこれに有効な処方箋を講じることができず、マネタリズムの全盛期が到来した。国際通貨体制としては、1971年の金ドル交換停止、いわゆる「ニクソン・ショック」からスミソニアン協定を経て、1973年には固定相場制から変動相場制へと移行した。1981年にはマネタリスト政策を掲げて当選したロナルド・W・レーガン (Ronald W. Reagan) 米政権が誕生し、ニュー・エコノミクスを含むケインズ経済学の権威は失墜した。奇しくも同じ1981年、トービンはノーベル経済学賞を受賞した³⁷。1988年にはイエール大学を定年退職し、名誉教授に就任した。その後もトービンは研究・教育活動を続け、2002年に84歳で逝去した。

以上のトービンの生涯は、トービン税の考案や唱導を考察するうえできわめて重要である。後述するように、トービン税はニュー・エコノミクスがその最盛期を終え、マネタリズムが経済学の正統派となりつつあった時期、ケインズ経済学はなお有用である、と主張する論考のなかで提唱された。そこでトービンの役割を考察するうえでは、当時の支配的思想に対してトービン税をどのように調整的に主張していたのかが重要になる。後年、トービンは自らが率いてきたケインズ経済学の盛衰を目の当たりにし、時代の思想潮流がますます自分の考えと反するものとなってきたことについて、こう述べている。「私は経済学における現在の意見の分裂に絶望してはいない。われわれが研究対象とするテーマは、常に論争を通じて成長し進歩してきた」³⁸。トービン税の提案は、そのような論争に一石を投じるものであったのである。

経済政策への関心と社会的活動

トービンは経済理論家であったと同時に、現在進行中の世界で生じて

³⁷ 受賞理由は「金融市場分析およびその支出選択・雇用・生産・物価との関係の分析への貢献」。

³⁸ トービン、前掲書、1988年、210頁。

いる課題に取り組むこと、つまり理論と現実との往還を重視していた。そのこともあって、トービンは広く一般読者向けに時事的な経済問題や経済政策についての寄稿文を執筆してきた。1950年代以降、アメリカの雑誌ニュー・リパブリック (*New Republic*) や日刊紙ニューヨーク・タイムズ (*New York Times*) などにはトービンの論説が多数掲載された。トービンの自伝的講演を掲載した書籍では、このようなトービンの活動を「社会奉仕」と表現している³⁹。

トービンの生涯で最大の「社会奉仕」活動は、1961-1962年のジョン・F・ケネディ (John F. Kennedy) 大統領の経済政策諮問委員会への参画であった。同委員会でトービンらがまとめた『大統領経済報告』はニュー・エコノミクス学派の「経済学のマニフェスト」だった⁴⁰。その他の政治的活動としては、1972年に大統領選民主党候補ジョージ・マクガバン (George McGovern) の選挙キャンペーンで経済政策助言役の一員になるなどしている。トービンが民主党支持者だと名言したことはないようだが、当時のケインズ経済学者はもれなくアメリカでいうところのリベラリストで、基本的には民主党支持者であった⁴¹。

トービン税の提唱は、トービンが当時のマクロ経済政策をとりまく現実をふまえた、問題提起であった。また、後年にトービン税に関する寄稿や講演を行なったことも、「社会奉仕」の一環だったと考えられる。ただし、ケネディやマクガバンとの関わりにおいてトービン税を提唱したことはなく、後年はアメリカの政権や政党との関係をもっていなかった。トービンはあくまでエコノミストとして、学術的な立場から自身のアイディアを考案し唱導していたのである。

(2) 考案者によるアイディアの原案

1972年、トービンはプリンストン大学のウッドロー・ウィルソン・スクールのジェインウェイ講座において初めてトービン税を提案した。当時、トービンが率いたニュー・エコノミクス学派はすでに「時代遅れの

³⁹ トービン、前掲書、1988年、205頁。

⁴⁰ トービン、前掲書、1988年、207頁。

⁴¹ 浜田宏一「J・トービン—華々しい経済論争の展開」日本経済新聞社編『現代経済学の巨人たち—20世紀の人・時代・思想』日本経済新聞社、1994年、189-200頁。

もの」と見る向きが強まっていた⁴²。また、1971年8月の「ニクソン・ショック」および12月のスミソニアン協定を経て、戦後ブレトン・ウッズ体制下の固定相場制が危機に瀕し、変動相場制への移行が議論されている最中のことであった。トービンのレクチャーは、そのような時期において自ら率いてきた学派の最盛期からの約10年をふりかえり、今後を展望するものであった。その内容は1974年、『ニューエコノミクスの10年』⁴³と題して書籍化された。全3章のうち、トービン税は国家経済の安定化のための財政政策と金融政策をどのように講じるべきかを考察した第3章「マクロ経済政策の行方」において提起された。

マクロ経済政策について、トービンは「この10年にわたる経験と合衆国経済および世界経済で現に進行中の事態」に鑑みて、「財政的用具も金融的道具も、もっと鋭利なものにしていかなければならない」と主張した⁴⁴。固定化されたルールよりもフィードバック・システムをもった政策で変化する事態に弾力的に対応していく必要がある、というのが彼の基本的な考えである。そこで弾力的な金融政策が求められるが、問題は「国内、国際両面からの制約がある」こと、なかでも最大の問題となるのは、「ますます増大する流動資本の国際的な移動可能性である」と指摘した⁴⁵。ここで特に問題視されたのが、ユーロダラー市場であった。

ユーロダラー市場とは、アメリカ以外の市場でアメリカ・ドルが取引される外貨資金市場のことである。1956年のスエズ紛争以降にポンド投機が高まり、イングランド銀行がポンドの利用に制限をかけたことを受け、これに商業銀行がドル取引で対応したこと、また1960年代前半にアメリカが資本流出規制策を講じた反動でロンドンにドルが流入したこ

⁴² 矢島鈞次、篠塚慎吾「訳者まえがき」ジェームズ・トービン（矢島鈞次、篠塚慎吾訳）『インフレと失業の選択—ニュー・エコノミストの反証と提言』ダイヤモンド社、1976年、v頁。

⁴³ Tobin, *op. cit.*, 1974. この書籍はトービンの別の論文1本とともに以下の書籍にて邦訳されている：トービン、ジェームズ（矢島鈞次、篠塚慎吾訳）『インフレと失業の選択—ニュー・エコノミストの反証と提言』ダイヤモンド社、1976年。以下では、この訳書を引用してトービンの言説分析を行うが、原書も確認したうえで、必要な場合には筆者が部分的に翻訳したものを採用する。特に、訳書では *monetary policy* が「貨幣政策」と翻訳されていたところ、本稿では「金融政策」を採用した。

⁴⁴ トービン、前掲書、1976年、97頁。

⁴⁵ トービン、前掲書、1976年、106-107頁。

などを経て、ユーロダラー市場は巨大な国際市場へと成長していた。当時はまだ固定相場制であり、資本の国際移動は規制されているはずであった。しかしこのユーロダラー市場によって資本の越境移動が活発化し、1960年代後半にはアメリカとヨーロッパのあいだで短期資本移動がますます増大した。それにより各国の短期金利は事実上連動し、国家ごとの金融政策の自律性が制約を受けるようになった⁴⁶。これが金融政策に関する深刻な問題であるという認識を、トービンは以下のように表明した。

ユーロダラー市場は、大西洋の兩岸に位置する主要国の短期金融市場を一樣にしつつある。ヨーロッパ諸国は、金融政策の自律性が失われてしまったことを、痛いほど感じており、苦々しい思いでそれを訴えている。合衆国の連邦準備の自律性さえ、消え失せてしまった。〔中略〕この短期資本の利子率弾力性は高まる一方であると予想されるし、国際通貨体系にとっても、国家レベルの金融政策にとっても、ずっと大きな問題が投げかけられると予想される⁴⁷。

そこでトービンが主張するのが、「金融政策に関する国家の自律性」を守るための仕組みである。なぜなら、各国にはインフレ、景気、雇用など、それぞれ異なる経済状況や政策目標があるため、国際的に同じ金利水準では不都合だからである。国際金融市場が統合されすぎていると、共通の「国際利子率」に引きずられ、金利を独自に設定できなくなる。資本流出を恐れて利下げできないと、当局が意図しない景気過熱や不況が起きかねない。そこでトービンは、主要国間で「国家レベルの金融政策に関する中央での調整について、ある種の合意」に到達することが喫緊の課題であると述べた⁴⁸。

さらに、トービンはより根本的な問題に踏み込んで、「民間の利ざや稼

⁴⁶ たとえば、アメリカが金融引き締め（利上げ）をしても、ユーロダラー市場を通じて安い金利で資金が流入し、利上げの効果が弱まってしまう。一方でアメリカが金融緩和（利下げ）をすると、その資金が他国に流れ込み、他国が望まない形で通貨供給が膨らんでしまう。つまり、国際的な資本移動があまりに自由になると、各国が独自に利子率を調整して景気や物価をコントロールするという基本的な金融政策の機能が失われる。

⁴⁷ トービン、前掲書、1976年、107頁。

⁴⁸ トービン、前掲書、1976年、108頁。

ぎを目指す人々の際限のない資源が、国家レベルの金融当局が生み出し、維持しようとするいかなる格差をも正しく消し去ってしまうことになる」⁴⁹とも述べた。いわゆる「裁定行動」の問題である。すなわち、金利差があれば民間の資本は必ずそこを突いて動くため、政府が金利格差を作ろうとしても、国際資本市場の働きによってそれはすぐに打ち消される運命にある。

したがってトービンの考えによれば、国家が金融政策を有効に行うには、自国の利子率を国際水準から乖離させるような介入策が必要となる。その施策を、トービンは独特の表現でこう示した。「ユーロダラー市場という、よく油のきいた管に砂のようなものを投げ込まなければならない」⁵⁰。

では、どんな主体が「砂のようなものを投げ込む」ことができるのか。これに対し、まずトービンは、中央銀行のような集権的な当局が国際社会には存在しないという現実を踏まえ、また仮にそのような制度を構想しても機能しないであろうことを述べた。なぜなら、国家間における経済活動の差は国内地域間の差と比べてあまりに大きく、「単一の地域全体を覆う金融政策と共存できるほど十分に、一様になっているわけではない」ためである⁵¹。次に、世界基軸通貨ドルの当局であるアメリカの連邦準備制度であれば影響力を行使できるだろうという指摘を想定し、トービンはその可能性を以下のように否定した。

合衆国の規模故に、連邦準備は支配的な影響力をもっている。しかし、連邦準備は、他国の中央銀行やドル保有に関する寛容性に制約されている。[中略] アメリカ以外の国々が、1971年12月のスミソニアン会議で、うわの空でいるうちに賛成してしまったように見える固定平価のドル本位体制を、恒常的に甘受しないならば——合衆国にいるわれわれがどんなにそれを好もうと、非常に結果が危ういように見えたのだが——、われわれは連邦準備が世界的な金融政策を行う体系をあてにすることができない。更に、共同市場諸国が、これら諸国間の金融面の調整をよりいっそう進めるのは間違いないから、ヨーロッパは、連邦準備と争えるだけの力をつけることになる⁵²。

⁴⁹ トービン、前掲書、1976年、109頁。

⁵⁰ トービン、前掲書、1976年、111頁。

⁵¹ トービン、前掲書、1976年、109-110頁。

⁵² トービン、前掲書、1976年、109-110頁。

ここに興味深い記述が2点ある。一つは、トービンが固定相場制の維持を企図したスミソニアン協定を「危うい」と見なしたことである。当時はまだ変動相場制への移行は完了していなかったが、トービンはその移行を基本的に支持する立場であったことがわかる。その理由は、この後述べるように、変動相場制では金利差にもとづく為替差損（為替リスク）の危険性が增大するため、トレーダーの金利裁定行動が一定程度抑制されると期待されるためである。もう一つ、特に次節以降の分析との関連で取り上げたいのは、トービンがヨーロッパの通貨・経済統合がますます進展していくであろうと展望していたことである。当時、欧州経済共同体（European Economic Community、以下「EEC」）諸国は関税同盟から経済・通貨同盟へと歩みを進めようとしていたが、同時にヨーロッパ主要国間で通貨危機が発生するなど、問題は山積していた。しかしトービンは、この時点では、ヨーロッパの経済統合はますます進むであろうこと、またそれによってアメリカ・ドルの支配力が相対的に弱まることを予測した。しかし欧州経済統合に関するこのトービンの見解は、追って見ていくように、時期によってやや揺らぎが見られるようになる。

したがって、「よく油のきいた」国際通貨市場の「管に砂のようなものを投げ込む」主体は、基本的に国家だということになる。トービンは、その具体的な「砂」の施策に3つの案を提示した。第一の案は、自由な変動相場制あるいはクローリング・ペッグ制（一定の基準にもとづいて為替相場を小刻みに変更・調整する制度）への移行を通じて「外国為替差損の危険を高める」ことである。理由は前述のとおり、為替レートが変動する制度下では利ざやを狙った資本移動に為替損益という新たなリスクが生じるため、資本は単純な金利差だけでは動きにくくなるためである。ただし、その効果は限定的だという。なぜなら、トービン自身もすでに言及していた、民間の裁定行動が存在するためである。「短期金融市場の当事者には、為替の危険を余裕をもってながめることのできるものが多い。〔中略〕多国籍企業は、何度でも為替市場に登場する。彼らの利用できない通貨はないのである」⁵³。

そこでトービンが主張したのが、第二の案、トービン税である。トービンは「異なる国の市場における短期利子率の間に楔を打ち込むためには、より強力な手段をとる必要がある」として、「ある通貨と他国通貨と

⁵³ トービン、前掲書、1976年、112頁。

の現物交換すべてに、たとえば1%といった、国際的に合意された様な税を課すこと」⁵⁴を提案した。変動相場制が市場メカニズムに依存した解決策であるのに対し、トービン税はより人為的な政策介入である。そのためにトービン税が「より強力な手段」と位置付けられたわけだが、他方でトービンは、これが市場の特性をふまえたフィードバック・システムであることも強調した。なぜなら、トービン税はより短期の取引には課税コストが積み重なる一方、長期投資の商品には為替課税のインパクトは小さくなるためである⁵⁵。

第三の案は、購買力保証付きの財務省発行債券を通じてより効果的な公開市場操作をすることである。これはかつて提案したことのあるアイディアで、「腹案」として提示された⁵⁶。しかしこれ以降、この案を唱導することはあまりなかったようである。したがって、3つの案のうちもっとも重要な提案は第二の案、トービン税であった。

(3) 原案で示された信念と残された課題

以上のトービン税の原案をアイディアの3つのレベルに整理すると、以下になるだろう。第一に、トービン税には国家間に社会経済・文化的な相違が際立つ、分権的な国際社会という「世界観」が土台にある。第二に、トービン税に込められた「原則的信念」とは、国家の金融政策の自律性の確保という、ポスト固定相場制時代のケインズ主義的マクロ経済政策のあるべき方向を示すものであった。これは、国際政治学者のジョン・G・ラギー (John G. Ruggie) による有名な「埋め込まれた自由主義 (embedded liberalism)」概念と関連づけると理解しやすい⁵⁷。

⁵⁴ トービン、前掲書、1976年、112頁。下線は筆者による。

⁵⁵ トービンはこれを3ヶ月もののアメリカ財務省証券を1年間運用することを例にあげて説明している。すなわち、①満期ごとにボンドなどの他国通貨に転換し(ここでドル・ボンド双方に1% = 2%の課税)、②そこで得られた利子を再びドルに戻す運用を1年間(年4回)続けた場合、③1年間の税コストは2% × 4回の計8%の税が課されることになるため、年間利回りに8ポイント以上の格差がなければ課税分を補うことができない。これに対し、より長期の取引、たとえば1年満期で1回だけ両替する場合には、必要な金利差は2ポイント程度に抑えられる。

⁵⁶ トービン、前掲書、1976年、115-116頁。

⁵⁷ Ruggie, John Gerald. "International regimes, transactions, and change: embedded

埋め込まれた自由主義とは、第二次世界大戦の一因となった保護主義を反省し構築された自由主義的な戦後国際経済秩序が、国際経済では自由貿易の促進など多角的な自由主義政策をとる一方で、賃金、雇用、景気等にかかわる国内経済については各国が一定の市場介入的施策をとることを許容した体制であったことを説明する概念である。これにより、資本主義先進諸国はケインズ主義的な福祉国家政策に邁進することができた。この概念にもとづき、国際政治経済学者のロバート・ギルピン (Robert Gilpin) も、「1960年代まで国家の自律性の問題が主要経済大国間で実際に生じる事はなかった」と指摘する⁵⁸。しかしユーロダラー市場という「よく油のきいた管」が興隆したことで、埋め込まれたはずの自由主義がずりりと浮遊し始めてしまった。トービンは、これに再び「楔を打ち込む」ために、トービン税によってケインジアン的な自由主義の「再埋め込み」をする必要を説いたのである。第三に、トービン税の「因果的信念」とは、通貨取引に1%などの低率の税を課せば、短期的取引のコストを高め、各国の利子率と国際利子率との連動性を切り離し、結果として金融政策の自律性を確保することができる、というものである。

1972年の論考は、因果的信念よりも原則的信念に関する記述の方が多く、また因果的信念に関する具体的な根拠などは示されていない。したがって、もしこれ以降にトービン税を唱導するのであれば、因果的信念に関する具体化は必須のこととなる。また、原則的信念にはケインズ経済学の信念が土台にあることから、異なる経済学的信念の立場からの批判は不可避となる。次にトービンがこれを再提案するとき、これら残された課題に取り組む必要があった。

2. 構想の調整：1978年

本節では【仮説1】の一部(1970年代)を検証するために、トービンが自身の構想を再び取り上げた1978年の論考を分析し、前節で特定したトービン税のアイディアの諸側面がトービンによってどのように「擁

liberalism in the postwar economic order”, *International Organization*, 1982, vol. 36, no. 2, 1982, pp. 379-415.

⁵⁸ ギルピン, ロバート (古城佳子訳) 『グローバル資本主義—危機が繁栄か』東洋経済新報社、2000年、20-21頁。強調点は原著のまま。

護」または「調整」されたのかを考察する。

(1) 信念の象徴：「車輪に砂」

1978年、トービンは「国際通貨改革のための提案」⁵⁹という論文で改めてトービン税を提案した。この論文は、同年のトービンのアメリカ東部経済学会の会長就任講演を書き起こしたものである。自身のアイデアを再び取り上げたのは、トービンの言葉を借りれば、それが1972年以降「深い井戸の中の石のように落ちていった」ためである。トービン税は、学界の関心と呼ばないままであった。しかしトービンは「その最初の試み以後の出来事のせいで、その種の何かが行われる必要がある」という確信を強め、自身のアイデアを「再び水の中へ投げ入れ」ることにした⁶⁰。つまり考案者は、この講演を通じて一石を投じ、トービン税の議論の波紋を起こそうとしたのである。

1978年の論文は、以下の点については1972年の提案内容と変わらない。まず、過剰な資本移動に起因する利子率の国際化を問題視し、国家の金融政策の自律性を確保する必要があるという原則的信念が示された。また、そのための手段として通貨取引の各通貨に1%の税を課す、という因果的信念も改めて提案された。つまりトービンは、自身の基本的なアイデアを改めて「擁護」した。その税のたとえには、前回も印象的な表現が用いられていたが、今回は「過度に効率的な国際金融市場の車輪に多少の砂を投げ込む (to throw some sand in the wheels)」と表現された⁶¹。「車輪に砂」は、考案者トービンの原則的信念と因果的信念を結びつける象徴的なフレーズで引用しやすく、後年のトービン税の議論において賛同者からも批判者からも多用された⁶²。

⁵⁹ Tobin, op. cit., 1978. この論文は、トービン、ジェームズ（岡野裕介訳）『国際通貨改革のための提案』『別冊 環（7）税とは何か』藤原書店、2003年、168-179頁、にて邦訳されている。以下では、この訳書を引用するが、原書も確認したうえで、必要な場合には筆者が部分的に翻訳したものを採用する。

⁶⁰ トービン、前掲書、2003年、172-173頁。

⁶¹ トービン、前掲書、2003年、171頁。下線による強調は筆者による。

⁶² 「車輪に砂」を引用した文献は枚挙にいとまがないが、そのうち論文タイトルでも使用するものに、Grahl, John and Photis Lysandrou. "Sand in the wheels or spanner in the works? The Tobin tax and global finance", *Cambridge Journal of*

(2) 原則的信念の強化：変動相場制への調整

最初の提案から 1978 年までのあいだに、国際通貨体制は激変した。1973 年以降、主要先進国は固定相場から変動相場制へと順次切り替え、1976 年には IMF でこれが正式に承認された。これにより、トービンは 1972 年に提示した 3 つの案のうち第一の案は採用されたことになる。しかしトービンは、変動制への移行だけでは不十分だとしてトービン税を提唱した。そこでトービンは、変動相場制下においてもなおトービン税が必要かつ有効であると説明する必要があった。

変動相場制によって国家の金融政策の自律性が確保されるという理論がある。その筆頭は、1960 年代に経済学者のロバート・A・マンデル (Robert Mundell) と J・マークス・フレミング (J. Marcus Fleming) によって提示された「マンデル＝フレミング・モデル」である。トービンの言葉を借りれば、このモデルは「固定相場制のもとでの国内の金融政策や、変動相場制のもとでの国内の財政政策が、資本移動のためにいかに妨げられるか」を示したものである⁶³。このモデルを拡張したのが、マンデルによる有名な「国際金融のトリレンマ」——資本の自由移動、固定相場制、独立した金融政策の 3 つを同時に実現することはできないというテーゼ——である。

これに対しトービンは、マンデル＝フレミング・モデルが有効とする変動相場制下の金融政策は万能ではないと反論し、その 3 つの理由をあげた⁶⁴。第一に、「金融政策は変動相場制のもとでは為替政策になる」ため、「国内の金融政策が自由にできるということはかなりの程度幻想である」⁶⁵。為替の変動は貿易収支や物価に予測困難な影響を及ぼすため、金融政策は非常に不安定でリスクが高いものとなる⁶⁶。第二に、固定相

Economics, vol. 27, no. 4, 2003, pp. 597-621; 津田、前掲書、2016 年、など。

⁶³ トービン、前掲書、2003 年、173 頁。

⁶⁴ トービンは 4 つの理由をあげたが、そのうち第一の理由は総論的なものであるため、3 つの理由としてまとめた。

⁶⁵ トービン、前掲書、2003 年、173-174 頁。

⁶⁶ 通常、金融政策とは金利や通貨供給量を操作して国内経済を安定させる手段だが、変動相場制では自国通貨の価値が市場で変動するため、金融政策が国内の金利や景気に効くのではなく、為替レートにまず影響してしまう。つまり、国内経済を刺激しようと金融を緩和すると、まず通貨が安くなり、それが外需やインフレに波

場制では為替レートを維持するために外貨準備の変化に神経を尖らせる必要があったのに比べ、変動相場制では為替レートの変動を市場に任せたままで良いという見解があるが、トービンはこれを否定する。なぜなら、政府は為替変動を政治・経済の観点から嫌がり、市場介入や金利政策を通じて通貨価値を安定させようとするからである。第一の理由が資本移動や国際金利差といった外部の制約であるのに対し、第二の理由は政府が自らの金融政策に課してしまう内部的な制約である。第三の理由は、「変動相場が輸出入総需要に対するショックから経済を隔離してくれるであろうという信念」が、変動相場制に切り替えて以降の各国の経験から「偽りであることが示された」ためである⁶⁷。当時、ドイツマルク、日本円、スイスフランなどに対してアメリカドルが下落したが、各国政府はそれぞれ異なる事情から為替相場に介入した。つまり実際には、為替相場は貿易収支の調整弁だけではなく、投機や期待によって動く資産価格としての性格を持っていたことが明らかになった。第一、第二の理由が理論的なものであるのに対し、第三の理由は現実起こったことを根拠するものである。

これらトービンの指摘、特に第三の理由は、変動相場制下の為替相場が経済のファンダメンタルズを必ずしも反映していないという、後年にますます顕在化した問題である。しかしトービンによれば、固定制か変動制かという「制度についての議論は、本質的な問題から我々の目をそらさせ、焦点をぼやけさせる。問題の本質は、国家間の——より適切な言い方をすれば、通貨間の——過剰な民間金融資本の移動にあるのだ」という⁶⁸。つまりトービンは、「変動相場制の採用はブレトン・ウッズ体制における改善の方向であったと考えている」⁶⁹。ただし、「変動相場制

及していくことになる。このとき、通貨安それ自体は問題なくとも、その効果が貿易収支に反映されるには時間がかかり、投機筋はこのタイムラグを利用してさらなる通貨売りを仕掛けるかもしれない、それは結果として通貨が過度に減価し、行き過ぎた経済不安を引き起こす可能性もある。あるいは、国内に遊休資源（失業など）があり、需要インフレが生じにくい状況だとしても、通貨安によって輸入物価が上昇すれば、インフレが生じる。つまり、国内景気の過熱がなくても、為替由来の「輸入インフレ」が起ころう。

⁶⁷ トービン、前掲書、2003年、174頁。

⁶⁸ トービン、前掲書、2003年、170頁。

⁶⁹ トービン、前掲書、2003年、171頁。

がすべての問題を解決するとは限らない」⁷⁰。この認識自体は、前回の提案から一貫している。

もう一つ、1972年の論考に比べ、より説得的な説明を試みているものがある。それは「過剰な民間金融資本の移動」の問題である。前回も民間主体の金利裁定行動を問題視していたが、1978年の論文ではこの問題を別の角度から以下のように論じている。

市場がより深遠な経済学上の情報の意味において「効率的」かどうかはきわめて疑わしい。金融商品向けの他の市場同様これらの市場では、先物価格への投機は参加者を何より夢中にさせるものである。〔中略〕理性的なエコノミストやトレーダーであっても——両者の理性的でない種類の者は言うまでもないが——、多様な見解を持ちうるし、実際にもっているのである。ファンダメンタルズについて何のコンセンサスもないため、市場は——金や珍しい絵画の市場、そして多くは株式市場と同じで——他のトレーダーが考えるだろうことを推測するゲームに興じるトレーダーによって支配される⁷¹。

これは、情報と噂にもとづき取引を行う投資家の行動を例えた、ケインズの有名な「美人投票の論理」と通底する問題意識である⁷²。後述するように、トービンは後年、ケインズのこの論理を一つの拠りどころとしてトービン税を提唱したことを明らかにするが、この時点では上のようにケインズの論理を暗示するにとどまっていた。

以上のことから、1978年の提案はトービン税を原案のまま擁護し再提案しただけのものではなかったことがわかる。考案者トービンは、新たに始動した国際通貨制度や、新体制下で生じた現実の諸課題をふまえ、自身考案の構想を「調整」し、原則的信念をより説得的に提示しようとしたのである。

（３）因果的信念の補完：制度的側面の提示

変動相場制下のトービン税の必要性を明示した上で、トービンは自身

⁷⁰ トービン、前掲書、2003年、176頁。

⁷¹ トービン、前掲書、2003年、176-177頁。

⁷² ケインズ、前掲書、225-226頁。

の税構想を改めて提案するのだが、その前に、1978年論文では理論的にありえるもう一つの案を検討している。それは「一つの世界」、すなわち「共通通貨、共通の金融・財政政策、そして経済統合に向かう道」である⁷³。異なる通貨間の過剰な資本移動という問題は、世界共通通貨を導入しマクロ経済政策も世界共通で実施すれば、理論的には解消される。しかしトービンは、「それがいかに魅力的なものであれ、予見可能な将来には明らかに実行可能な選択肢ではない」と退けた⁷⁴。この「一つの世界」構想に現実味がないというトービンの「世界観」は1972年においても示唆されていたが、1978年論文では当時のヨーロッパ統合の現状を例にとってその困難性を以下のように説明した。

おそらく、共通通貨および集権的なマクロ経済政策を確立すれば、システムを存続させ、それがどの地域の経済にもそれなりの結果をもたらすような、制度、市場および移動性が自動的に生み出されるであろうことは真実である。〔しかし〕そのためのリスクを冒そうというものはほとんどない。加えて今日に至るまでのEECの経験は、それが全体でみれば最適でありそうだととしても、そのような根本的に異なる制度への漸進的な発展のシナリオを考案することが、きわめて困難であることを示唆している⁷⁵。

前節で触れたとおり、1972年にはヨーロッパ統合がますます進展してアメリカ・ドルに比肩する影響力を得るかもしれない、と展望されていた。それが1978年には上のようなやや悲観の論調へと転じたのは、EEC諸国間が直面した現実の課題があったためであろう。1972年にはEEC参加国通貨間の変動幅、いわゆる「トンネルの中のスネーク」が設定されたが、次々と離脱国が出るなど混乱が生じていた。実際には、欧州共同体(European Communities、以下「EC」)は1978年に「スネーク」の後継となる通貨安定化メカニズムとしてEMS構想を提案するなど、統合の歩みを進めていったのだが、当時のトービンとしては、ヨーロッパ諸国のような同質性の高い地域ですら「一つの世界」を実現することが難しいという課題を重く見たということなのだろう。なお、EMS

⁷³ トービン、前掲書、2003年、171頁。

⁷⁴ トービン、前掲書、2003年、170頁。

⁷⁵ トービン、前掲書、2003年、172頁。

はその後 1979 年に正式に参加国通貨間の共同フロート制度として創設されることになる⁷⁶。

こうしてトービンは、「通貨間の金融市場を無理やり分断するという、第二の、そして次善の解決策」としてトービン税を提案するのだが、1978 年論文では以下 3 つの制度的要素が新たに提示された⁷⁷。

第一に、トービンの考えでは、この税は「各国の政府の法域 (jurisdiction) を超えて執行される、国際的に統一された税 (an internationally uniform tax)」として実施される。国際的な合意が必要なことは前回も示唆されていたが、今回「法域を超えて」国際的な税が適用されると明示したことで、ユーロダラー市場のような、国家法域と通貨とが一致しないオフショア金融市場も課税対象とすべきだという考えが明らかになった。トービンによれば、この税は「他の通貨圏の居住者によって得られた財、サービスおよび実物資産に対する、ある通貨によるすべての支払いに対して適用しなければならない」。そうすることで、「たとえば英国では、ポンドが関係ない場合にも、ロンドンに位置するユーロカレンシー銀行およびブローカーのすべての通貨間取引に課税する責任がある」ことになる。

第二に、トービン税の課税対象が具体化された。「通貨どうしの現金交換 (為替スポット取引) すべて」が対象となるが、異なる通貨間の取引が見込まれる取引はすべて課税対象とし、たとえばロンドンにおけるドル建ての株式証券にも適用されるべきだとした。その理由は「貿易に偽装した金融取引を防ぐ方法を即座には見出せない」ためだが、「いささかも貿易に障壁を加えるつもりはない」という断りも入れている。以上二つの税制設計上の要素を明示することで、トービンは、この税によって国際利子率から国内金利を切り離すという政策アイディアの因果的信念の妥当性を示そうとしたのである。

第三に、このような国際的な税の実施に関わるべき国際機関を示唆した。まず、その税収について、トービンは「IMF または世界銀行に支払

⁷⁶ 1970 年代の EMS 設立経緯については、橋口豊・妹尾哲志「デタントのなかの EC 1969-79 年 ― ハーグから新冷戦へ」遠藤乾編『ヨーロッパ統合史 [第 2 版]』名古屋大学出版、2024 年、210-212 頁を参照。

⁷⁷ 以下の 3 つの要素に関する記述はすべて、トービン、前掲書、2003 年、178 頁、が引用元である。

われるのが妥当」だという考えを述べた。これまでの議論から明らかのように、この税は税収を上げるための施策として考案されたのではない。しかし必然的に得られる税収をどのように扱うのか、言及しないわけにはいかなかったのであろう。次に、EECの小国や発展途上国などがトービン税の導入を希望しないであろうことを想定し、トービンはそのような例外は「おそらくはIMFの同意を条件」として実現されるだろう、と述べた。例外の許容は意外にも思えるが、「この税の目的は主要為替レートのブレを小さくすることで、各国間の経済的なつながりを壊すものではない」ため例外はありうる、というのがトービンの考えであった。逆に言えば、トービン税を国際的に実施する場合、先進国主要通貨は必ず適用すべきということになる。

トービンがなぜIMFや世界銀行をトービン税の統治機関の候補にあげたのか、その理由は明示されていない。先行研究は、これらいずれかの機関の主導、またはIMFの条約変更によってトービン税の国際的実施が可能になると考えていたのではないかと考察している⁷⁸。どの国際機関が管轄すべきかという問題は、1990年代末以降に「国際機関の民主化」という関心と合流してトービン税を求める運動の一大争点となるのだが、1992年まではそのような文脈では争点にならなかった。本稿の検討範囲から言えるとするれば、おそらくトービンの「世界観」に基づき無難な選択肢がIMFや世界銀行であった、ということではないだろうか。「一つの世界」から程遠い国際社会において徴税や税収管理を行う集権的な当局の創設は非現実的であるため、通貨・金融にかかわる既存の国際機関をトービン税の管理主体として想定しておくことで、自身のアイデアの実現可能性を示そうとしたのではないかと考えられる。

最後にトービンは、遠慮がちに「自分の穏当な提言を過度に主張したくはない」とも述べている。なぜなら、トービン税は国家の金融政策の自律性を「いくばくか」は回復させるだろうが、それが導入されたとしても、主要先進国は引き続き世界経済・金融の影響を加味しながら財政・金融政策を講じる必要があるためである⁷⁹。しかしながら、当時新しく創設された国際協調の枠組みがあまりうまくいっていないことを目の当たりにし、トービンは自身のアイデアが役に立つであろうと展望した。

⁷⁸ Patomäki, *op. cit.*, 2001, p. xxi.

⁷⁹ トービン、前掲書、2003年、179頁。

その枠組みとは、主要国首脳会議、いわゆるサミットである。サミットは1973年の石油危機による世界的不況を契機としてアメリカ、日本、フランス、イギリス、西ドイツのG5の首脳が世界経済を協議する枠組みとして構想され、1975年にはイタリアを加えたG6に、1976年にはさらにカナダを加えたG7となった。このG7サミットの近年の結果を想起しながら、1978年論文は以下のように締めくくられた。

最近は、いわゆる三台の機関車の間での相違と誤解から、あまり成功裡に政策を協調していなかったことがかなり明らかである。これらの政府が、大きな為替レートの変動をさけるため同一歩調を取り続ける必要から解放され、より長期的でよりグローバルな視野から自らの責任にたって、政策協調という任務に取りかかることを切望している⁸⁰。

「三台の機関車」とは、1976年に唱えられた「機関車論」のことを指す。機関車論とは、石油危機後に日本、アメリカ、西ドイツが先んじて不況を脱却したこと、これら国際収支黒字国が内需を拡大し世界経済の成長に向けて牽引していくべきだという考えである。アメリカは1977年のロンドン・サミットにてこの機関車論を唱え、日本と西ドイツにマクロ経済政策協調への合意を求めた。日本は消極的ながらこれに同意したものの、西ドイツが強く反対し合意には至らなかった⁸¹。トービンは、自身の問題認識どおり、経済大国間ですら財政・金融政策を同一の方向に向かわせることは難しい、という現実を目の当たりにした。そこで、自身の税構想が採用されれば、各国が金融政策の自律性を取り戻し、機関車論的な協調交渉から一定程度解放されることになる。つまりトービンは、変動相場制のみならずG7サミットという新しい国際的枠組みに対しても、トービン税のメリットがあることを付言したのである。

⁸⁰ トービン、前掲書、2003年、179頁。

⁸¹ 古城佳子「経済のグローバル化と政策協調」植田和弘、新岡智編『国際財政論』有斐閣、2010年、169-70頁。

(4) 小括：調整的考案者による後年への議論の準備

1978年の再提案を通じて、考案者トービンは1972年の自らの構想をそのまま「擁護」しただけでなく、オリジナルのアイデアを「調整」して提起することで議論の活性化を図った。その調整とは、新たな国際通貨体制においてますますトービン税が必要であるという原則的信念を説得的に提示すること、ならびに、制度面での構想を具体化することで因果的信念の妥当性を示すことであった。したがってトービンは、1970年代、2度目の提案を通じてアイデアの「調整的考案者」の役割を果たしたと言える。それによりトービン税の議論が即座に生じたわけではなかったが、その後ますます変動相場制の問題が顕在化していく1980年代に入る前に、考案者が変動相場制における諸課題に引き付けてトービン税の必要性を論じていたことで、後年の議論の準備を整えたと言えるだろう。

他方で、1970年代の提案に残された課題もあり、それが後の論争の種となった側面も浮かび上がる。第一に、変動相場制に適応するものとして提示されたトービン税のメリットは、ケインズ経済学の原則的信念が前提にあってこそ導かれる考えであり、その前提が共有されないかぎり反論から免れない。たとえばトービンが「効率的」市場に疑問を呈した点について、トービン税研究の著作のある国際政治経済学者のヘイッキ・パトマキ (Heikki Patomäki) は、「たった一つの段落で、トービンが正統派の“現代”経済学のいくつかの基本的な前提を反駁した」と評する⁸²。これは逆に言えば、「正統派」エコノミスト、すなわち当時すでに台頭していたマネタリストたちとトービンらケインジアンたちとは、相容れない原則的信念があったことを意味する。トービンによる原則的信念にかかる「調整」は、対立する経済思想を説得するには至らず、後の「正統派」エコノミストたちという「反対者」による批判の出現を必然とするものであった。

第二に、1978年論文ではトービン税の制度設計に関する側面が初めて提示され、因果的信念にかかわる要素が補完されたものの、因果的アイデアの主眼、すなわちこの税を通じて金融政策の自律性がどれほど確保されるのかについては、「いくばくか」と言及されるにとどまった。税

⁸² Patomäki, op. cit., 1999, p. 15. クォテーションによる強調は原著のまま。

収についても、管理主体となりうる国際機関は明示されたが、どれほどの税収がもたらされるのかは言及されなかった。このようなトービン税の因果的信念に残されたあいまいさが、後年の「唱導者」や「加工者」による調整を呼び込むことになる⁸³。

第三に、IMF、世界銀行、G7 サミットなどの国際機関・秩序にかかわるトービン税の考えは、もっともあいまいさが残る部分である。しかし前述したとおり、1992 年までにこの部分が議論的になることはなかった。1990 年代初頭までなぜこの点が「調整」されなかったのか。この点については推測の域を出ないが、トービン税のガバナンスにかかわる側面の検討はエコノミストの本分ではなかったというのが基本的な理由であろう。これが 1978 年でトービンが残した大きな調整上の課題であったことは間違いないが、少なくとも 1980 年代においては、第一、第二の残された課題が専門家たちの議論の焦点となっていくのである。

3. 論争の潜在化：1980-1986 年

本節では、1980 年代から 1986 年までのトービンや専門家たちの議論を分析して【仮説 1】および【仮説 2】を検証する。トービンはこの時期について、後にこのように回顧した。「専門的な経済学のコミュニティは、この提案を単に無視していた。時には、ジャーナリストや金融に詳しい者たちから関心が寄せられた。それはたいてい、通貨危機を契機に現れ、危機が過ぎればヘッドラインから消え去っていった」⁸⁴。しかし当時の論考や報道、またアーカイブ史料からは、トービン税の議論が少なからずあったことが明らかになる。そこで、以下では 1980 年代のブラック・マンデー以前までのトービン税の議論を取り上げ、これに関与した専門家の役割を明らかにする。ブラック・マンデーを一つの区切りにす

⁸³ たとえば、プリンストン大学のエコノミストのピーター・ケネン (Peter Kenen) は、後年、ロンドンやニューヨーク、東京といった一部の主要な市場にて行われていることをデータとともに示し、トービン税の経済的効果を担保するにはイギリス、アメリカ、日本といった主要国が導入すれば十分だと主張した。Kenen, Peter B. "The Feasibility of Taxing Foreign Exchange Transactions", in Mahbub ul Haq, Inge Kaul, and Isabelle Grunberg (eds.), *The Tobin Tax: Coping With Financial Volatility*, Oxford University Press, 1996, pp. 109-128.

⁸⁴ Tobin, James. "Prologue", in Haq et. al. (eds.), *op. cit.*, 1996, p. x.

るのは、これがトービン税への関心が集まる外的環境要因であるとともに、トービン税を加工する契機とも考えられるためである。本節では、それ以前にトービン税が誰によって、どのように議論されていたのかを考察する。

(1) 考案者トービンの調整

1980年代に入り、トービン税構想は徐々にエコノミストたちに認識されるようになった。その一つの契機は、1981年にトービンがノーベル経済学賞を受賞したことであった。これを受け、翌年の1982年にはトービンの1960年代末から1980年代初頭にかけての論文集が出版され、ここにトービン税を提案した1978年論文も再掲載された⁸⁵。ノーベル賞による知名度の上昇に加え、この論文集の書評を通じて⁸⁶、次第にトービン税がエコノミストたちの間で認知されるようになった。1980年代の論考でトービン税に触れるものの多くは、この1982年の論文集をトービン税の引用元にしてている。

トービン税のアイデアが広まったもう一つの背景には、1980年代に入りますます金融市場のボラティリティ（価格変動の激しさ）が高まったことがあった。アメリカがインフレ対策として高金利政策を実施した結果、ドルは大幅に上昇した。その結果、アメリカは貿易赤字と財政赤字の双方が拡大するという「双子の赤字」問題に直面した。これが国際収支不均衡問題として経済外交課題となり、1985年の「プラザ合意」へとつながっていく。

そのような中、トービンは講演や論文で自身の税構想を引き続き取り上げた。たとえば1984年5月にニューヨークで開催されたフレッド・ハーシュマン記念講座において、トービンは「金融システムの効率性について」と題した講演を行い、自身がかつて提案した案を簡単に紹介した⁸⁷。ここでトービンは、トービン税の着想元にケインズの『一般理論』

⁸⁵ Tobin, James. *Essays in Economics: Theory and Policy*, MIT Press, 1982.

⁸⁶ たとえば以下の書評：Cukierman, Alex. “Book Reviews: Essays in Economics: Theory and Policy James Tobin”, *Journal of Money, Credit and Banking*, vol. 16, no. 4, 1984, pp. 557-563.

⁸⁷ この講演内容はロイズ銀行の機関誌に掲載された：Tobin, op. cit., 1984. なお、

があったことを初めて明示した。ケインズは、1929年の世界大恐慌の際にアメリカと比べイギリスの金融市場は混乱の程度が控えめであったのは、ロンドンの市場で証券取引税が課されていたためではないかと考察していた。これに対しトービンは、「おなじ理由で、私は通貨間の取引に課す国際的な税を提唱（advocated）してきた」と述べた⁸⁸。

このトービンの記述は、1978年論文で論じた効率的市場への懐疑という原則的信念を改めて提示するものだが、国家の金融政策の自律性を確保するという原則的信念には言及していない。トービンはこの信念を翻したわけではないだろうが、少なくともこの論考ではボラティリティの問題しか言及していなかったことには、1980年代に入ってこの問題がますます顕在化したことを反映している。その点で、1984年論文を通じてトービンは再び「調整的考案者」の役割を果たしたと言える。ただし、講演の主題が「金融システムの効率性について」であったことから、トービン税という政策アイデアの言及それ自体はやや副次的な位置づけであったことは留意すべきだろう。しかし、この後に見る「唱導者」フィッシャーの解釈を見ても、1980年代において金融ボラティリティの問題とトービン税の原則的信念とを接続させるのは、少なくとも賛同者であれば必然のことであったと考えられる。

（2）唱導者フィッシャーの活動

アメリカのペース大学などに所属した数学者・エコノミストのディートリヒ・フィッシャー（Dietrich Fischer）は、国際秩序・平和のあり方について熱心に発信する運動家でもあった⁸⁹。トービンのアーカイブ史

1984年時点ではトービンは自身の構想に端的に触れただけであったが、後に出版されたトービンの教科書にはこの論文の内容を元にした節があり、ここではケインズと同じ理由で自身の税構想が「正当化される」と記述したうえで、1978年の構想についても加筆して紹介している：トービン、ジェームズ（編集協力 ステファン・ガラブ）（荻下史郎、大阿久博、蟻川靖浩訳）『トービン 金融論』東洋経済新報社、2003年、209-216頁（=Tobin, James (with the collaboration of Stephen S. Golib). *Money, Credit, and Capital*, McGraw-Hill, 1998）。

⁸⁸ Tobin, op. cit., 1984, p. 8.

⁸⁹ 1969年第1回ノーベル経済学賞受賞者のヤン・ティンバーゲン（Jan Tinbergen）や社会学者・数学者のヨハン・ガルトゥング（Johan Galtung）との平和に関する経

料に残るフィッシャーの手紙からは、フィッシャーのトービン税唱導活動をうかがい知ることができる⁹⁰。その手紙とは、1989年1月にフィッシャーからアメリカ連邦議会上院の銀行・金融・都市問題委員会の主席補佐官ロバート・S・ブラウン（Robert S. Browne）に送られたもので、トービンにはそのカーボンコピーが送付されていた。

フィッシャーは1980年代を通じて以下のような活動を行っていた。第一に、1980年、アメリカ国立科学財団（National Science Foundation）に「為替税が為替レートの短期的な変動と長期的な調整に与える影響」という研究テーマでトービン税に関する研究助成の応募をしていた。しかし、これは非採択に終わった。第二に、1985年11月、ニューヨーク・タイムズ紙に「投機家のいない変動相場」というタイトルの寄稿文を投稿し、これが紙面に掲載された⁹¹。記事でフィッシャーは、為替市場のボラティリティ問題に対しトービン税が有効な解決策になると主張した。トービン税は短期的な投機を抑制する一方、長期的な取引には影響を与えないため、ボラティリティを抑制し、変動相場制による市場調整機能を取り戻すことが期待できる、という論理である。第三に、同年この記事を添付して、フィッシャーはアメリカの上院議員ポール・サイモン（Paul Simon）⁹²にトービン税を検討するよう要請する手紙を送った。サイモンはこれに関心を持ったようで、トービン税のメリットやデメリットについて議会調査局にリサーチを要請するつもりだとフィッシャーに返信した。その後については不明である。第四に、フィッシャーはサイモンと同様の趣旨の手紙をアメリカ財務長官ジェームズ・A・ベイカー（James A. Baker）にも送付した。

フィッシャーの役割として興味深いのは、トービンの1984年論文と同様、トービン税の「原則的信念」をボラティリティへの対処に見出し、

済・数学的考察の共著がある。

⁹⁰ Retrieved from Yale University Library, Manuscripts and Archives, *James Tobin Papers MS 1746*, BOX 22: “Tobin Tax”.

⁹¹ Fisher, Dietrich. “Opinion: A Floating Exchange Rate Without the Speculators”, *The New York Times*, 26 November, 1985, Section A, Page 26.

⁹² サイモンは1984年に上院議員に選出。1988年の民主党大統領候補指名選挙に出馬するも落選した。The Los Angeles Times, “Paul Simon, 75; Senator Ran for President”, 10 December, 2003 (Retrieved: <https://www.latimes.com/archives/la-xpm-2003-dec-10-me-simon10-story.html>).

そのうえで課税を通じてボラティリティが抑制され変動相場制が本来期待された機能を取り戻すことができる、という「因果的信念」を明示したことである。つまりフィッシャーは、金融政策の自律性を確保するという原則的理念を棚上げした。この立場は、1980年代の構造変化を反映した戦略的調整として理解できる。すなわち、マネタリズム台頭によるケインズ主義の後退、G7を中心とした国際政策協調の恒常化、金融グローバル化の進展といった時代背景のもと、フィッシャーは「埋め込まれた自由主義」の再構築がもはや現実的でなくなった状況下で、トービン税の原則的・因果的信念を再構築したと言える。実際、これ以降多くの論者がボラティリティへの対処を原則的信念に掲げることになるのだが、フィッシャーはそれを先駆けて提起した「調整的唱導者」であったと言える。

また、フィッシャーが新聞への寄稿や政治家・官僚への書簡の送付を通じて草の根的な唱導活動を行っていた点も興味深い。特に書簡を通じたフィッシャーの唱導活動は、政策決定者へとアイデアを知らせる役割を担った。これは、主として論文を通じたアカデミックな活動に軸足を置いていた考案者トービンの唱導活動だけでは期待できなかった、アイデアのいっそうの広まりに一役買ったと考えられる。

(3) 反対者アーマンによる批判とフィッシャーの反批判

フィッシャーの財務長官宛への手紙には、財務副次官補のジェームズ・アーマン (James Ammerman) から返信が届いた。その趣旨は、トービン税には「きわめて懐疑的」だというものであった。理由は以下のとおりであった。第一に、トービン税の考え方の前提に疑問がある。この政策アイデアの前提には現行の為替市場が「うまく機能していない」という認識があるようだが、アメリカ政府はそうには捉えていない。政府は現在の柔軟な為替相場制こそが、過去最大規模の貿易・投資を実現した有効な枠組みであると評価している。第二に、1%課税といった価格比率にもとづく施策には慎重な立場をとる。なぜなら、そのような税は既に効率的に機能している市場に過剰な負担を与えるおそれがあるためである。加えて、市場ディーラーの利ざやが非常に小さいことを考慮すると、税の導入が市場活動を萎縮させかねない。第三に、この税が必要だというボラティリティの問題に関する見解には賛同しな

い。短期的な為替の変動は市場の失敗というより、むしろ経済のファンダメンタルズの変化に対する反応であって、市場の健全な調整機能の一部である。よって、変動があることそれ自体を抑制しようとするのではなく、変動の根本原因にアプローチすべきである。為替安定のために求められるのはトービン税のような市場メカニズムへの直接的介入ではなく、各国のマクロ経済政策の整合性（policy convergence）を確保することである。したがって、1985年9月の「G5による政策協調声明」、いわゆるプラザ合意は「正しい方向への重要な一步」であった。引き続き、先進国間の政策調整と連携を進めることこそが、安定化の最良手段である。

これに対し、フィッシャーはブラウンへの手紙の中で、以下のようにアーママンの批判に反論した。アーママンの言うとおりの、たしかに為替相場の自動調節機能はある。過小評価された通貨の需要は高くなり、その通貨の価値上昇につながる。その逆も同じで、過大評価された通貨の需要は低くなり、その通貨の価値下落につながる。これらの傾向は通貨市場の安定化をもたらす。しかしながら、価値が上昇している通貨の需要は高く、価値が下落している通貨の需要は低くなるが、このようなとき通貨の評価に関係なく、ボラティリティは誇張し、市場は不安定化する。フィッシャーによれば、トービン税の効果とは、後者のメカニズムに起因するボラティリティに対処することで前者の自動調節調整を可能にするものである。しかしアーママンをはじめとするトービン税の反対者はこの2つの効果を区別しないままに批判している、というのがフィッシャーの主張であった。さらにフィッシャーの手紙では、タックスヘイブンなどを活用したトービン税の脱税リスクについても簡単な考察が付言されていた。これはおそらく、手紙の宛先であるブラウンとフィッシャーとの間で従前に話題になったことへの返答だと思われる。フィッシャーは「この問題を回避するには、米国の口座から一定額の資金が引き出されるたびに、小規模な税金を課すという方法がある」という考えを示していた。

以上のことから、第一に、アーママンはトービン税の「再埋め込み」や「効率的」市場への懐疑といった原則的信念を根底から「批判」する「反対者」であった。したがって1978年にトービンが付言したような、煩雑なマクロ経済政策調整から解放されるというトービン税のメリットは、アーママンにとって魅力的なものにならない。これに対し、第二に、

フィッシャーは前述のとおり「調整的唱導者」として反批判を展開したことがわかる。また、彼の脱税リスク対策に関する考えには、トービン税の弱点を克服するような「調整」案、すなわちアイディアの因果的側面を補完しようとした役割も見出される。第三に、アーママンとフィッシャーの対立からは、アメリカ政府、特に当時マネタリストの政策を推し進めていた政権とトービン税の唱導者とは原則的信念の相違が大きく、妥協的な調整が見出されないことがわかる。それゆえ、より積極的な調整、すなわちアイディアを「加工」することでトービン税の信念の実現を構想する専門家が登場する。

(4) 加工者ドーンブッシュによる調整

1980年代におけるトービン税の「加工者」の筆頭は、マサチューセッツ工科大学のルディガー・ドーンブッシュ (Rudiger Dornbusch) である⁹³。ドーンブッシュは1987年の論文「変動相場経済：1986年」で、変動相場制へ移行して以降、想定以上に為替レートが変動したため、トービンと同じく何らかの対処の必要性を認識し、「国際為替レートの不安定性に対する、より魅力的な、極端な代替案」があると述べ、トービン税を取り上げた。しかし、彼は「車輪に砂をまく」というトービンのメタファーを引きつつ、それではもはや不十分であり、「岩を投げる」ような、より強力かつ制度的な介入が必要だと主張した。ドーンブッシュが提案したのは、投機的・非合理的な資本市場が実体経済に影響を及ぼさないよう、財・サービスの取引と資本取引とで為替レートを分ける「二重為替制度 (dual exchange rate system)」であった⁹⁴。ドーンブッシュは国際金融市場のボラティリティとそれがもたらす政策自律性の喪失を問題視した点はトービンと同じだが、市場の自己調整機能を前提とするトービンよりも踏み込んで、金融市場の非合理性を制度的に制御しよう

⁹³ ドーンブッシュの代表的な功績として、世界的に読まれたマクロ経済学の教科書の共著作がある：Dornbusch, Rudiger and Stanley Fischer. *Macroeconomics*, McGraw-Hill, 1978 (1st ed.).

⁹⁴ Dornbusch, Rudiger. "Exchange Rate Economics: 1986." *The Economic Journal*, vol. 97, no. 385, 1987, p. 17. なお、二重為替制度はドーンブッシュの独自発案ではなく、戦後ラテンアメリカ諸国などで実際に導入されていた多重為替制度を、理論的に再評価した提案である。

とする立場をとったのである。つまりドーンブッシュは、トービン税の原則的理念を「擁護」しながらも、課税という因果的信念にかかわる政策手段を「批判」し、よりラディカルな介入案へと積極的にアイディアを加工した「批判的加工者」であった。ドーンブッシュの二重為替制度は、次節で触れるように、当時のボラティリティ対策としてトービン税と並び検討される構想となる。

ドーンブッシュの論文でもう一つ注目すべきは、「“トービン税”として知られる提案」と表現されたことである。ここから、1980年代中盤にはトービン税のアイディアが学界で周知されていたことがわかる。

以上のブラック・マンデー以前までのトービン税の議論について、各専門家の活動面に着目して改めて整理すると、次のようになる。フィッシャーは「唱導者」として、メディアを通じた世論形成を試みるとともに、政治家や官僚への直接的な働きかけを通じた草の根的な政策提言活動を行っていた。アーママンは「反対者」として、市場効率性理論にもとづきトービン税を批判し、またプラザ合意を代表とするマクロ経済政策協調を重視してトービン税のアイディアの基底にある「再埋め込み」の必要性を否定した。さらにアーママンは、アメリカ政府という立場からフィッシャーの問題提起を封じ込めるだけの制度的権威を有していた。それゆえ1980年代前半のトービン税の議論においては圧倒的に反対者の論理が強く、ドーンブッシュやフィッシャーのような加工者や唱導者の問題提起は見えづらい構造にあった。実際、当時の報道においても、フィッシャーの寄稿文以外でトービン税を取り上げるものはほとんどなかった。これがトービン自身も「無視していた」と振り返り、1980年代はトービン税にほとんど関心が向けられてこなかったという通説の所以であろう。しかしその実態は、目立たないながらも論争は生起し、またそれが顕在化しないような構造があったということだったのである。

4. 論争の顕在化：1987-1989年

本節では、1987年のブラック・マンデー以降1989年までを対象に、引き続きトービンや専門家たちの議論を分析して【仮説1】および【仮説2】を検証する。短い期間ではあるが、ブラック・マンデーという危機を契機として論争が顕在化した時期を独立して検討することで、前節の

論争の潜在期からの連なりや、後節ではまた別の展開を見せたことを明確化したい。

(1) 危機後の議論の活性化と報道の増大

1987年10月19日月曜日、ニューヨーク株式市場において株価が大暴落したブラック・マンデーを受け、過度な短期的取引を問題視する論調の記事がアメリカを中心に増大した。そこで、トービンの見解が記事で引用されるようになった。たとえば、1988年2月のニューヨーク・タイムズ紙の記事には、安価なハイスピード取引の便益に対してトービンが疑問を呈するコメントが掲載された。ただし、同記事ではトービン税構想には触れられていない。この記事でより長く紹介されているのは、コロンビア大学ロースクールの教授で弁護士でもあったルイス・ローヴェンスタイン (Louis Lowenstein) の著作で、当時公刊間近であった彼の新著『ウォール街の何が問題か：短期的利得と不在の株主』についてであった。ブラック・マンデーを契機として金融市場の投機行動に疑問符をつけるこの著作は、ケインズの『一般理論』や、そのケインズの問題意識や株式取引税の記述からトービン税を考案したことが明記されたトービンの1984年論文に依拠して論じられたものであった⁹⁵。つまりローヴェンスタインは、トービン税の1980年代以降のポラティリティ問題の原則的理念を擁護する「唱導者」であった。他方で、ウィスコンシン大学マディソン校のエドガー・L・ファイゲ (Edgar L. Feige) は、やや異なるアプローチでトービン税に類する構想を提案した。1989年8月のある国際会議における報告論文で、ファイゲは既存の多様な税を単一の包括的な自動決済取引税システム (the Automated payment transaction tax system、以下「APT」) に置き換えることを提案した。彼がAPTと呼ぶそのシステムは、決済技術を基盤とした自動歳入徴収メカニズムを兼ね備えたもので、これが現行制度よりも確実な徴税を可能にすることで、一方では課税基盤をより広くし、もう一方では税率を大幅に引き下げ、簡素で公平な税制を実現する構想である。ファイゲは、トービンの1982年の論文集を引きながら、APTは為替取引に対してトービ

⁹⁵ Lowenstein, Louis. *What's Wrong with Wall Street: Short-Term Gain and the Absentee Shareholder*, Addison-Wesley Publishing, 1988.

ン税の「車輪に砂」と同等の効果をもたらし、価格差によって生じる裁定機会から利益を得ようとする大量の「ホットマネー」取引を抑制することが期待できると論じた⁹⁶。つまりファイゲは、トービン税のボラティリティに対する原則的信念を擁護し、因果的信念に対して技術的な方法を新たに構想する「加工者」としてトービン税を検討したのである。トービン自身も、1988年11月のイタリア・トリノで開催された学術大会で「国際通貨体制、資本移動、マクロ経済政策」というタイトルで講演を行い、自身の構想を紹介した⁹⁷。こうしてトービン税構想は、危機を契機としてこれまでよりも広く議論されるようになった。

他方で、報道や講演での言及が増大するにつれ、トービン税への批判や否定的立場も公開的に表明されるようになった。その一端をうかがえるのが、1988年8月17日から19日にかけてカンザスシティ連邦準備銀行がワイオミング州ジャクソンホールにて主催したシンポジウムである。このシンポジウムは「金融市場のボラティリティ」をテーマとして、前年の株価大暴落の原因や帰結について、連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board、以下「FRB」）議長のアラン・グリーンズパン（Alan Greenspan）や、トービンを含むアメリカの著名なエコノミストが登壇して議論した。このシンポジウムの様子はブルームバーグのビジネス・ウィーク誌の記事で報道された⁹⁸。

それによれば、同シンポジウムでトービンは「政策はファンダメンタルズにもっと忠実であるべきだ」と述べ、短期的な取引を削減するためのいくつかの施策を提案した。その一つがトービン税である。しかし記事によれば、トービンの提案はあまり高評価を受けなかったようである。際立ったのは反対者であった。たとえばコロンビア大学のビジネス

⁹⁶ Feige, Edgar L. "Taxing All Transactions: The Automated Payment Transaction Tax System", a presentation paper at the International Institute of Public Finance Conference on Public Finance and Steady Economic Growth in Buenos Aires, Argentina on August 28, 1989, p. 15.

⁹⁷ Tobin, James. "International Currency Regimes, Capital Mobility, and Macroeconomic Policy", Giorgio Rota Conference, Torino, November 1988. Retrieved from Yale University Library, Manuscripts and Archives, *James Tobin Papers MS 1746*, BOX 22: "Tobin Tax".

⁹⁸ Business Week. "Would a tax on stock trading help avert another crash?", 5 September, 1988, p. 5.

クールで教鞭をとり、金融市場を専門とするエコノミストのフランクリン・Ｒ・エドワーズ (Franklin R. Edwards) は、トービンの提案を「投資コストを増大させ、市場の効率性を低下させる」と批判した。また、エドワーズは「車輪に砂」のフレーズを用いて、「トービンは取引を遅らせるために歯車に砂を投入しようとしているが……一度そうしてしまうと、砂粒を選別するのが非常に難しくなる」と批判した。

(2) サマーズの役割変容：唱導から反対、反対から加工へ

興味深いのは、ハーバード大学のエコノミスト、ローレンス・Ｈ・サマーズの発言である。記事によれば、サマーズは、かつてはトービン税の考えを支持していたが、同シンポジウムでは理論的には賛同するも「現在の政治情勢においては取引税を支持しない」と述べたという。このサマーズの「反対者」の立場は、奇妙にも思える。前述のとおり、サマーズはトービン税を着想元としてアメリカが証券取引税を導入すべきだと提案する論文を書いた人物である。ただしその論文は 1989 年、同シンポジウムよりも後に公刊されたものであった。つまりサマーズは、かつてはトービン税を支持し、本シンポジウムで不支持へ転じ、そしてまた翌年に支持する論文を出したということになる。

サマーズの見解の揺らぎの理由は、彼がシンポジウム当時、数ヶ月後に控えた 1988 年のアメリカ大統領選に出馬していた民主党のマイケル・デュカキス (Michael Dukakis) 議員のアドバイザーに就任していたこと、および、その選挙期間の最中に起こったことに関係する。サマーズはデュカキス陣営の経済ブレーンの立場から、ニュー・リパブリック誌に「いくつかの良い税」という記事を寄稿し、その一つにトービンの取引税構想をあげたことがあった。上述のシンポジウムの記事で、かつてサマーズがトービン税を支持していた、と言及したのはこの寄稿のことだと推測される。問題は、サマーズの記事が、当時共和党陣営の格好の攻撃の対象になったことである。デュカキスの対抗馬である共和党のジョージ・Ｈ・Ｗ・ブッシュ (George H. W. Bush) は、デュカキスに「増税派」というレッテルを貼りネガティブ・キャンペーンを展開した。そして 1988 年 8 月 18 日——ちょうどジャクソンホールでトービンやサマーズらがシンポジウムに参加していた頃——、ブッシュはニューオーリンズのスーパードームにて、非常に有名なフレーズを残した。「私の

唇を読んでください。新たな増税はない (Read my lips: No new taxes) !」。つまり、サマーズの「現在の政治情勢においては」取引税を支持しないという発言は、大統領選アドバイザーという政治的な立場から反対を表明したものであった。そして選挙後には、学術的な立場からトービン税の原則的信念を再び擁護したのである。サマーズはその論文で、主にブラック・マンデーで顕在化した証券取引の問題に焦点を絞り、アメリカの証券取引譲渡税 (U.S. Securities Transfer Excise Tax) を提案した。この税が投機によって生じる市場の不安定性を抑制すると主張されたほか、0.5%の税率で少なくとも年間 100 億ドルの税収が得られることも示された⁹⁹。サマーズは、1988 年以前には「唱導者」、1988 年の選挙キャンペーン中は「反対者」、1989 年の論文では「加工者」としてトービン税の議論に関与したのである。

なお、シンポジウムに関する記事では「デュカキスが勝利すれば、新政権において取引税の検討が進むかもしれない」と予測されていたが、二重の意味でそうはならなかった。第一に、大統領選にはブッシュが勝利し、デュカキス政権は誕生しなかった。第二に、よく知られるように、サマーズは後のビル・クリントン (Bill Clinton) 政権において経済・金融政策のブレーンを担ったが、同期間中にトービン税や証券取引税の検討を進めることはなかったどころか、むしろ国際的な検討を阻止するよう立ち回った。彼が財務副長官であった 1995 年頃、国連の会議や G7 サミットでトービン税が検討されようとしたとき、アメリカは常にその議論の進展を阻止した。

クリントン政権時代のトービン税に対するアメリカの立場については本稿の分析範囲外であるため、その検討は別稿で取り組むことにしたい。1980 年代末のサマーズの役割変容から明らかとなるのは、アメリカ政治、特に選挙にかかわる議論においては、税が「悪魔化」された争点となるため¹⁰⁰、専門家の立場や役割が政治的に制約されるということである。専門家は、「学術的には擁護」する立場であっても「政治的には反対」する立場へと転向しうる。また、このときの経験がサマーズはもちろん、後年のクリントン政権にも少なからぬ影響を与えたことが推察される点で、1980 年代後半のアメリカにおけるトービン税の議論は 1990 年代以

⁹⁹ Summers and Summers, op. cit., 1989.

¹⁰⁰ Dimand, op. cit., 2014, p. 125.

降の争点化を規定する土台を作ったと言えよう。

5. 理論の深化：1990-1992 年

ブラック・マンデーによって不安定化した市場は、数ヶ月のうちに正常化した。それにより、一時高まったトービン税の勢いはほどなくして失われたという指摘がある¹⁰¹。これに対し、本稿は若干の疑問を提起する。この時期「唱導者」や「加工者」によるトービン税の議論はすぐに消えたわけではなかったし、「考案者」トービンも引き続きさまざまな機会につけ自身の案を擁護および唱導し続けていたからである。そこで本節では、1990年代に入ってから1992年のEMS危機までを対象に、【仮説1】および【仮説2】を検証する。本節も短い期間ではあるが、1990年代初頭はこれまでとはまた別の展開を見せる点で興味深い時期であることが明らかになる。

(1) 因果的信念の深化：擁護的加工者たち

1990年代初頭におけるトービン税議論の一つの展開は、1970年代以降課題であった因果的信念、トービン税の効果に関する分析が進んだことである。以下、二つの論文を通じてこれを確認する。まず、コロンビア大学のエコノミスト、アーロン・トーネル (Aaron Tornell) は、1990年公刊の論文にてトービン税をはじめとする過剰なボラティリティを抑制する政策構想の効果を分析した。トーネル論文の問題背景は、1980年代にメキシコなどの発展途上国で大規模な資本流入があったにもかかわらず、それが実物投資に結びつかなかったというものであった。トーネルはその要因を、不確実な金利の変動によって投資家が投資を手控えてしまったことと推測した。資本市場のボラティリティが投資を阻害したという問題設定である。そこで、ボラティリティを低下させる施策として提案されてきたトービン税やドーンブッシュの二重為替制度を導入すれば、金利変動が安定化し、ひいては実物投資も促進されるという仮説を立て、これを回帰分析によって検証した。その結果、トービン税などを導入して国際資本取引に摩擦を加えることで、短期的な取引が減り、

¹⁰¹ Patomäki, op. cit., 1999, p. 14.

金利の分散は抑制され、その結果将来の金利変動への期待が縮小し、投資家がより早い段階で実物投資に踏み切るインセンティブを持ちうることを実証した¹⁰²。

次に、FRB 金融局のエコノミスト、ヴィンセント・ラインハート (Vincent Reinhart) は、1991 年に発表した論文でトービン税と類似の「外国資産への課税」という政策を取り上げた。ラインハート論文の目的は、この税が国内金融市場における外国資本の影響力を制限するような効果をもつか検討することで、為替レート決定モデルを応用して実証分析を行った。その結果、外国資産への課税は経済主体のポートフォリオ選好に変化をもたらし、国内資産への選好シフトを促すこと、またその際には一時的な貿易赤字を伴いつつも、長期的には外部経済からの資本依存度を低下させる効果を持つことを明らかにした¹⁰³。

トーネルは、投資行動というミクロ経済学的視点からトービン税のボラティリティを抑制するという因果的信念を数理モデルによって裏づけた点で、「調整的唱導者」であったと言える。ラインハートの論考は、課税対象の異なる施策を取り上げたものの、その課税によってマクロ経済政策の裁量空間を拡張し得ることを示した点で、トービン税の因果的信念を支持するとともに、国家の自律性の確保という 1970 年代の原案で示された原則的信念を理論的に補強したものであった。ゆえにラインハートは、「擁護的加工者」の役割を果たしたと言える。

トーネルとラインハートの各論文は、これまでのトービン税の議論とは異なり、トービン税が示す因果的モデルを他の問題対象へと適用し、応用的に検証している。これは、ブラック・マンデーを経てトービン税の論争が顕在化し、争点や対立軸が一定程度出揃ったことで、新たな研究領域、特にその実証分析へと検討が深化したと見ることができる。ボラティリティの問題はアメリカや為替に限られない、普遍的な問題である。これら実証研究を通じて、トービン税の議論は金融市場の普遍的な問題とますます関連づけられるようになり、その争点は地理的に拡大し、

¹⁰² Tornell, Aaron. "Real vs. financial investment can Tobin taxes eliminate the irreversibility distortion?", *Journal of Development Economics*, vol. 32, no. 2, 1990, pp. 419-444.

¹⁰³ Reinhart, Vincent. "The 'Tobin tax,' asset accumulation, and the real exchange rate", *Journal of International Money and Finance*, vol. 10, no. 3, 1991, pp. 420-431.

また多面的なものへ展開していったのである。

(2) 考案者による調整：欧州通貨統合への適応

興味深いことに、この時期にはトービンも、自身のアイディアの地理的拡張を図っていた。EMS 危機の発生前に、トービンは自身のアイディアをヨーロッパの通貨メカニズムに適応させるような「調整」を試みていたのである。そのトービンの考えは、1991 年に公刊された論文「国際通貨システム：複数性と相互依存」にもっとも表れている¹⁰⁴。

まずトービンは、1991 年論文で、1970 年代以降為替レートが「ファンダメンタルズ以上に」過剰に変動し、貿易や投資のシグナルとして不適切になっていることを市場の「歪み」と称した。これはかつてよりも直接的かつ踏み込んだ市場の効率性への批判である。主要先進国間のプラザ合意やルーブル合意も、市場の歪みが国家間に問題を生じさせているからこそ必要となった政策調整であった、とトービンは主張した。

そのうえで、トービンはかつての自らの前提を一部更新した。1970 年代の提唱以降、トービン税は基本的に変動相場制下で導入するものとして議論してきたが、現在の市場の状況に鑑みて、この税は「現在の目標レンジに関するアドホックな合意からブレトン・ウッズ体制そのものの復活に至る、より大きな介入を伴う制度にも役立つ可能性がある」と述べたのである¹⁰⁵。これは元々トービンが、問題は固定制か変動制ではないと主張していたことと一貫しつつも、各国通貨の変動幅を一定の範囲内におさめることを規定した EMS の主要制度、為替相場メカニズム (European Exchange Rate Mechanism、以下「ERM」) を意識した発言だと読める。なお、ブレトン・ウッズ体制、すなわち固定相場制についても触れられているが、あくまで固定制でもトービン税が有効であろうということを述べているのであって、トービンが固定制への回帰を支持していたわけではない。

ここで、EMS や ERM の制度や課題について簡単に確認しておく。EMS では、ERM を通じて参加各国通貨の変動をターゲット・ゾーン (上下の変動幅) 内におさめること、その幅を超えそうになった場合には加

¹⁰⁴ Tobin, op. cit., 1991.

¹⁰⁵ Tobin, op. cit., 1991, p. 4. 下線は筆者による。

盟国が介入することなどが制度化されていた。EMS 発足時はイギリスを除く 8 加盟国でスタートしたが、その後の EC 加盟国増大と 1990 年 10 月のイギリスの参加によって参加国は 11 カ国となった。EMS による安定化は決して容易なことではなく、石油危機などの外的要因や、域内の強い通貨であるドイツ・マルクに引きずられドイツの金融政策に他加盟国の施策が左右されるなど、影響は少なくなかった。1989 年には欧州委員会委員長のジャック・ドロール (Jacques Delors) の報告書において、3 つの段階を経て 1992 年に欧州通貨同盟 (European Monetary Union、以下「EMU」) を完成するスケジュールが提示され、域内の金融政策や財政政策の差異に起因する問題については、いっそうの経済統合によって解消される道筋がつけられた。1990 年には東西ドイツが統一したが、これによりドイツのインフレ懸念が高まり、当局は金融引き締め政策を強化していた。これが EMS 各国の金融政策に影響を与え、EMS はやや不安定に推移していた。

以上を踏まえ、ERM に対してトービン税が「役立つ」とはどういうことか。それは、各国が自国のマクロ経済状況に応じた金融政策の裁量を保持すべきである、という原則的信念を前提に、ERM のような制度的枠組みのなかでその自律性を損なわないよう支援する方策にトービン税を位置づけたことを意味する。ERM は、制度としては為替相場に一定の安定をもたらすが、その維持には頻繁な中央銀行の介入や金利の操作が必要となり、結果として各国の政策裁量が制約されるおそれがある。また、為替が目標レンジを逸脱するような投機的圧力に対して、ERM は脆弱であった。そこで、トービン税の因果的信念——短期的な為替取引への課税によって投機的資本移動を抑制し、為替レート of 過度な変動を減らすというメカニズム——が、ERM に「役立つ」。すなわちトービン税は、安定性を確保しながらも過度の介入や政策変更を強いられるという制度的ジレンマを内包する ERM を補完し、各国が中長期的に望ましいマクロ経済政策を遂行するうえで、市場との緩衝材として一定の役割を果たしうる、トービンは主張したのである。

このトービンの考えには、1978 年の構想で表明された「一つの世界」、すなわち経済統合への懐疑的な立場が引き続き反映されている。一方で、1991 年論文は、1992 年にヨーロッパが共通通貨を実現可能にするのに「十分なほど強固な共同体の絆と制度を確立できるだろう」という見解を示している¹⁰⁶。しかしもう一方では、ドイツが「ヨーロッパの大部

分を不況に陥れ、世界経済に慢性的な足かせをはめている」現状を問題視していた¹⁰⁷。

このようにトービンは、1970年代に示した金融政策の自律性確保という元来の原則的信念、および、1980年代以降のボラティリティの問題にかかる原則的信念を、ERMを中心とするヨーロッパの通貨安定化メカニズムの補完的手段としてトービン税を導入することができる、という文脈で再構築した。ここでもトービンは、変化する現実に自身のアイデアを適応させる「調整的考案者」の役割を担ったのである。そして実際、ERMの目標レンジを逸脱するような投機的攻撃が仕掛けられたのが、翌年のEMS危機であった。

(3) EMS 危機後の無関心と残された課題

1992年2月にEMUの完成を含むEUの創設を定める欧州連合条約、いわゆるマーストリヒト条約が調印され、発効に向け順次各国で議会承認のプロセスが進められていた最中、EMS危機は発生した。その要因の一つは、7月にドイツ当局が政策金利を急激に上昇させたことで、ドイツマルクが急騰したことにあった。また、デンマークの国民投票でマーストリヒト条約の批准が否決され、フランスも同じように国民投票で同条約の批准を拒否するのではないかという懸念が広がったことも背景要因となった。これらEMSの脆弱性をねらい、ヘッジファンドが投機攻撃を仕掛けたのである。9月、まずはイギリス・ポンドの売り注文が仕掛けられ、ポンドが急激に下落した。続いてイタリア・リラ売りが仕掛けられ、イギリスとイタリアはERMの離脱を余儀なくされた（イタリアはその後1996年に復帰した）。

この混乱のさなか、イギリスのエコノミスト誌は、スペインやアイルランドが資本規制を検討し始めたことを背景に、市場の流動性問題に関する記事を掲載した。その締めくくりに、トービンの税構想がやや皮肉めいたかたちで以下のように言及された。「最近多くの政府系エコノミストは、トービンの1978年の論文のコピーを埃をかぶって読み返しているのではないか」¹⁰⁸。エコノミスト誌は資本規制には批判的な立場で

¹⁰⁶ Tobin, op. cit., 1991, p. 5.

¹⁰⁷ Tobin, op. cit., 1991, p. 6.

有名だが、その雑誌でさえトービン税に言及するほど、EMS 危機はヨーロッパにおける緊急事態だったのである¹⁰⁹。

こうしてアメリカにおけるブラック・マンデーに続き、今度はヨーロッパでトービン税の議論が盛り上がるかにも思えた。その前年にトービンの 1991 年論文が出版されていたことで、その準備は整っていたようにも見えた。しかしながら、EMS 危機後にトービン税はほとんど報道されなかった。例外は、トービン自身の寄稿文である。トービンは、1992 年 12 月 22 日、イギリスの日刊紙フィナンシャル・タイムズ紙へ「投機家へ課税せよ」というコラムを寄稿した¹¹⁰。このコラムでトービンは、1991 年論文と同じ見解を示し、トービン税が「ERM を補助するものとしても役に立つ」と明示的に述べた。

しかしヨーロッパにおいて、トービン税の議論は即座には活性化しなかった。このことについて先行研究は、EMS 危機が EU 諸国間の EMU 設立の決意をますます強くするよう作用したからだとし唆している¹¹¹。それに加え、本稿は、1991 年論文を通じたトービンの役割が「調整的考案者」ととどまったという理由もあったと考える。1991 年のトービンの論考では、たしかにヨーロッパ向けの調整が試みられたが、それがどの程度ヨーロッパ諸国が直面しているボラティリティを抑えるのかといった根拠は示されなかった。根本的には、いずれ共通通貨を達成するのであれば、EU 域内で通貨取引に課税する構想は無用となる。ヨーロッパにおける議論が活性化するためには、この点をふまえたトービン税のより積極的な調整を行う「加工者」の役割が不可欠であった。実際、本稿の検討範囲外となるが、数年後「考案者」トービンはその他のエコノミストと共同で、EMU に適用可能なトービン税の構想を提案し、「加工者」の役割をも果たそうと試みるのである¹¹²。

¹⁰⁸ The Economist. "The way we were", 3 October, 1992.

¹⁰⁹ Patomäki, op. cit., 1999, p. 19.

¹¹⁰ Tobin, James. "Tax the Speculators", *the Financial Times*, 22 December, 1992.

¹¹¹ Patomäki, op. cit., 1999, p. 19.

¹¹² Eichengreen, Barry, James Tobin and Charles Wyplosz. "Two Cases for Sand in the Wheels of International Finance", *The Economic Journal*, vol. 105, no. 428, 1995, pp. 162-172.

おわりに

(1) まとめと結論

本稿は、トービン税が考案されてから約 20 年間を「争点化の準備過程」と捉え、「トービン税の争点化は、1970 年代から 1990 年代初頭において異なる役割を果たした各専門家の段階的な関与によって準備された」という命題に取り組んだ。2 つの仮説検証を通じて、本稿は、この命題を以下のように証明した。

【仮説 1】「考案者によるアイディアの継続的な擁護と調整の活動は、外的環境変化に応じてアイディアの適応性を高め、他の専門家の関与を促進する」は、概ね支持された。考案者トービンは 1970 年代から 1990 年代初頭にかけて一貫して「調整的考案者」の役割を果たし、変動相場制への移行（1978 年論文）、金融市場のボラティリティ問題（1984 年論文）、欧州通貨統合（1991 年論文）といった外的環境変化に応じてアイディアを調整し、論考を発信し続けた。特に 1978 年の再提案では、制度的側面に関するアイディアをも示し、後の争点化の種を提供した。ノーベル賞や危機といった契機も重要であったが、トービンの継続的な発信により、1980 年代中盤には「トービン税」と呼ばれるまでにアイディアが認知されるようになった。

【仮説 2】「トービン税をめぐる専門家間の相互作用は、各専門家がアイディアの異なる側面を擁護・調整・批判することで議論の争点を多面化させ、アイディアの発展と社会的認知を促進する」も、証明することができた。この過程で特徴的だったのは、専門家たちが単純な賛成・反対ではなく、複合的な役割を果たしたことである。フィッシャーは基本構想を擁護しつつも、「埋め込まれた自由主義」の原則的信念を切り離した「調整的唱導者」であった。ドーンブッシュはボラティリティ問題への対処の必要という原則的信念は擁護したが、課税という手段を批判し制度分離を提案した「調整的加工者」であった。サマーズは理論的には支持しながらも政治的制約から一時的に反対し、その後証券取引への限定という加工を行った。

この複合的な専門家の関与により、トービン税をめぐる争点は段階的に多面化した。当初、トービンは〈トービン 対 マンデル＝フレミング〉的な変動相場制下の金融政策の自律性論争を想定した。それが 1980 年

代にはいると、〈フィッシャー 対 アーマーメン〉の効率性論争（市場効率対 市場失敗）から始まり、〈トービン 対 ドーンブッシュ〉の手段論争（課税対 制度分離）、〈トービン 対 サマーズ〉で際立った政治的実現可能性、および、課税対象論争（通貨取引対 証券取引）へと争点が拡大した。これらの争点派生は、トービンの原案に残された制度設計上のあいまいさが多様な解釈を可能にしたほか、各専門家の部分的調整が新たな争点を創出し、そして争点の累積が議論の複雑化と拡大をもたらす、という「争点派生メカニズム」と呼べるものによって生じた。

議論の発展パターンを整理すると、3段階の過程が確認される。第1段階（1970年代後半-1980年代前半）では、トービンの原案の基本要素、特に原則的信念と因果的信念への直接的な反応が中心であった。第2段階（1980年代後半）では、各専門家による部分的調整が活発化し、二重為替制度や APT などの派生構想が登場した。第3段階（1990年代初頭）では、複数の争点が並存することで議論が多面化し、実証的検証も加わって、理論的深化と地理的拡大が進んだ。

これらの分析から、トービン税の 1990 年代末以降の争点化は、1970 年代から 1990 年代初頭における「争点化の準備過程」なしには説明できないことが明らかになった。この準備過程は 3 つの特徴をもつ。第一に、考案者による継続的なアイデア調整が、外的環境変化への適応性を保ち、議論の継続性を担保した。第二に、専門家間の複合的な相互作用が、アイデアの精緻化と多面的発展を促進した。第三に、ブラック・マンデーや EMS 危機を契機とした一時的な関心の高まりが、長期的な議論の蓄積と相まって社会的認知の基盤を形成した。

1990 年代中盤から 20 世紀末にかけて、国際社会や市民社会組織がトービン税を「再発見」と指摘する論考がある¹¹³。この「再発見」が可能となったのは、まさにこの 20 年間の準備過程で専門家たちが築いた議論の蓄積があったためである。本稿の分析は、政策アイデアの争点化において、表面的には「忘れられた」とされてきた 20 年間こそが重要な論争の萌芽期間であったことを示している。

¹¹³ 金子、前掲書、2006 年、242 頁。

(2) 理論的含意と今後の展望

本研究は、政策アイデアや専門家の研究に対して二つの理論的含意を提供する。第一に、従来の研究が専門家間のアイデアの共有度を前提条件とする傾向にあるのに対し、本稿の分析は、対立する信念を持つ専門家間の論争的相互作用もまた、アイデアの発展と拡散に重要な役割を果たすことを明らかにした。特に「反対者」による批判は単なる阻害要因ではなく、「考案者」や「唱導者」による更なる「調整」を促し、アイデアの精緻化に貢献していた。アーママンによる市場効率性理論に基づく批判は、フィッシャーによる技術的対応策の提案を促し、エドワーズの「砂粒選別」批判は、後の実証研究による効果検証の必要性を浮き彫りにした。このことは、政策アイデアの発展において「論争」そのものが創造的機能を果たすことを示している。

第二に、本稿が提示した専門家の役割類型（考案者・唱導者・加工者・反対者）と動態的機能（擁護・調整・批判）の組み合わせは、既存の国際規範の変容や論争のメカニズムをより精緻化するものである。フィッシャーが1980年に果たした「調整的加工者」の役割やサマーズの政治的制約による役割変容は、専門家が文脈に応じて戦略的に立場を調整することを示している。また、トービンの「調整的考案者」としての継続的活動は、政策アイデアの持続的発展において考案者個人の役割が従来想定されてきた以上に重要であることを明らかにした。これらの知見は、政策アイデアの動態的発展プロセスをより現実的に理解するための理論的基盤を提供する。

本稿の分析から導かれる今後の研究課題は、大きく二つある。第一に、本稿が「準備過程」として分析した1970年代から1990年代初頭の議論が、1990年代中盤以降の本格的な争点化プロセスにいかに接続されたのかを解明する必要がある。特に重要なのは、本稿では焦点とならなかった税収面と国際機関のガバナンス問題が、UNDPの『人間開発報告書1994』を契機としていかに「加工」されていったかの分析である。トービンの税収管理をIMFや世界銀行に委ねるという提案は、1990年代に入って開発資金調達という新たな目的と結びつき、「もう一つのグローバル化」運動の中核的政策構想へと変容した。この過程で、誰が、どのような論理でトービン税を「貧困解消」や「国際機関の民主化」という

新たな文脈に接続したのかを明らかにすることが求められる。

第二に、本稿の分析枠組みを他の政策アイデア事例に適用し、その一般化可能性を検証することも重要な課題である。特に、本稿で明らかにした「争点派生メカニズム」が、トービン税以外の国際的政策構想にも当てはまるのかを検証する必要がある。また、専門家の役割変容や論争的相互作用が政策アイデアの発展に与える影響についても、比較事例研究を通じてその条件や限界を明らかにすべきである。さらに、本稿では主にアメリカとヨーロッパの専門家を中心に分析したが、アジアやその他地域の専門家がいかにグローバルな政策アイデアの発展に関与するのかという地理的拡張も今後の重要な研究課題となる。これらの研究を通じて、政策アイデアの国際的伝播・発展に関するより包括的な理論構築が期待される。

How the Tobin Tax Became Contested: The Dynamic Process of Expert Engagement and Debate Formation, 1972–1992

Kumiko TSUDA

This paper examines how the Tobin tax evolved from an academic proposal into a foundation for global contestation between 1972 and 1992. Contrary to previous research suggesting that the proposal remained neglected for two decades, this study reveals a complex “preparation process” involving diverse expert roles that enabled its later politicization.

The analysis employs a theoretical framework categorizing experts into four roles—originator, advocator, editor, and objector—and examines how they defended, adjusted, and criticized the policy idea. Using discourse analysis of academic papers, archival materials, and media reports, the study traces expert contributions across five periods.

Two key findings emerge. First, originator James Tobin consistently adjusted his proposal to changing circumstances, enhancing the idea’s adaptability and facilitating other experts’ engagement. Second, expert interactions produced dynamic issue multiplication, evolving from exchange-rate debates into overlapping controversies about market efficiency, policy instruments, and political feasibility.

The preparation process unfolded in three stages: direct responses to Tobin’s original beliefs (1970s-early 1980s), partial adjustments following Black Monday (late 1980s), and theoretical deepening and geographical expansion (early 1990s). Experts adopted complex positions, serving as “adjustive advocators” or “critical editors” rather than simple supporters or opponents.

These interactions created an “issue derivation mechanism” in which the institutional ambiguities of the original proposal enabled diverse interpretations, generating new points of contention and expanding the scope of debate. This evolving discourse ultimately facilitated the Tobin tax’s “rediscovery” in the late 1990s, demonstrating that contentious expert interactions can be as important as consensual epistemic communities in the development of policy concepts.

